

第3期

交野市地域福祉計画

みんなで助け合う地域社会の実現をめざして

か かわりあって

た すけあい

の びのび

し あわせのまちづくり



はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、ひとり暮らし高齢者の増加、多様な価値観やライフスタイルの変化など、福祉に対する課題やニーズは多様化、複雑化しております。

これまで本市では、“お互いにふれて支えるまちづくり”を基本理念とした、第1期及び第2期の地域福祉計画を掲げ、地域の皆様や関係団体の多大なご協力を得ながら地域福祉の充実を図ってまいりました。

10年後には団塊の世代が75歳に達します。ますます高齢化が進展する中で、行政や公的制度による福祉サービスだけでなく、地域で支え合う仕組みがこれまで以上に重要になります。

このたび、平成28年度から平成32年度までの5か年を新たな計画期間として、「第3期交野市地域福祉計画」を策定いたしました。

基本理念を「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域社会の実現をめざして～」とし、市民、関係機関、事業者、行政など、多様な主体による協働のもと、すべての人が、住みなれた地域で、安心していきいきと暮らしていける地域社会をめざしてまいります。

地域福祉の更なる充実に向けて、市民の皆様、関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、計画策定にご尽力をいただきました交野市地域福祉計画推進審議会の皆様や、アンケート調査等にご協力いただきました、市民の皆様、関係団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

平成28年3月

交野市長 黒田 実



目次

序章	地域福祉計画とは	1
第1章	計画の概要	2
	1. 第3期交野市地域福祉計画策定の背景と趣旨	2
	2. 「第2期交野市地域福祉計画」策定以降の国の動向	3
	3. 計画の位置づけ	5
	4. 計画の期間	7
	5. 計画の策定方法	7
第2章	交野市の地域福祉をとりまく状況	8
	1. データでみる交野市	8
	2. 市民の意識と実態	22
	3. 関係団体等の状況とニーズ	32
	4. 第2期地域福祉計画における取り組み状況	39
	5. 第3期地域福祉計画における主要課題の整理	43
第3章	計画の基本的な考え方	46
	1. 基本理念	46
	2. 基本目標	47
	3. 基本的な視点	48
	4. 重点的な取り組み	49
	5. 第3期地域福祉計画の体系	52
第4章	目標達成に向けた取り組みの推進	53
	基本方針1. 福祉のこころを育みます	53
	基本方針2. 困りごとをキャッチし、支え合うしくみをつくります	56
	基本方針3. 日常生活の自立を支援します	59
	基本方針4. 災害に強い地域をつくります	62
	基本方針5. 防犯・安全活動を広げます	66
	基本方針6. 地域福祉を担う人材を発掘し、育てます	68
第5章	計画の推進に向けて	72
	1. 協働による計画の推進	72
	2. 計画の周知	74
	3. 計画の評価・点検	74

資料編	75
1. 交野市地域福祉計画推進審議会条例	75
2. 地域福祉計画策定審議会委員名簿	76
3. 計画策定の経過	77
4. 用語説明	79



序章 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、

ちいきに関わるさまざまな人の力で、**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせを支え合う取り組みをいいます。

少子高齢化が急速にすすみ、また、厳しい経済情勢が続くなか、普段の暮らしに、不安や困難を抱える人が増えています。家庭や地域のつながりも、昔と違って、支える力が弱くなってきており、行政や民間の福祉サービスだけでは対応が難しいことも多くあります。

そこで、すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域みんなが、お互いに助けたり、助けられたりする関係や、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働して、支援を必要としている人を支えていく**地域福祉**の仕組みづくりが、今、とても重要となっています。

地域福祉計画は・・・





第1章 計画の概要

1. 第3期交野市地域福祉計画策定の背景と趣旨

豊かな自然環境と大都市に近接する利便性から、住宅都市として発展してきた本市においては、社会福祉協議会や自治組織、事業者や関係団体などによる地域福祉活動が活発に展開されてきました。しかしながら、急速に進展する少子高齢化や家族形態の変化などを背景に、住民相互のつながりの希薄化、地域福祉の担い手不足、ひきこもりや孤立死など地域住民の孤立に関する諸問題も表面化してきています。さらに、全国的に貧困、自殺、ホームレス、認知症の方の徘徊、ゴミ屋敷、空き家、家庭内での児童・高齢者及び障がい者等への虐待、DVの増加など、今までに考えられなかったような新しい不安や課題が発生しており、本市も例外とはいえません。

これらの課題に対応し、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするために、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、市民一人ひとり、住民組織、関連団体、ボランティア団体・NPO法人、社会福祉協議会及び行政の連携体制を一層強化し、お互いの役割を果たす中で地域福祉を推進する必要があります。

また、国の法制度においては、介護保険制度の改正や障害者総合支援法、子ども・子育ての関連3法の施行など、従来の福祉3分野においてもさまざまな福祉政策の見直しがすすめられ、地域住民がお互いに支え合い、助け合う共助の仕組み（地域福祉）の重要性が高まっています。

一方、本市においては、地域におけるさまざまな福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、平成18年3月に「地域福祉計画」、平成23年3月には「第2期地域福祉計画」を策定し、福祉サービス基盤の整備・充実や地域住民、事業者、関係団体などの主体的な福祉活動への取り組み支援などの施策をすすめてきました。

そのような中、「第2期地域福祉計画」が平成27年度で終了することから、国や社会の動向を踏まえ、地域における福祉課題を再度整理し、市民、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、多くの市民の参画を得ながら、「第3期地域福祉計画」を策定することとしました。



2. 「第2期交野市地域福祉計画」策定以降の国の動向

福祉3分野においては、さまざまな法改正等が行われ、平成27年度から新たな計画が始まっています。また、福祉3分野以外においても、地域福祉に関連する法整備が行われています。地域福祉に関連する主な国の動向は以下のとおりです。

■高齢者福祉（介護）の分野

介護保険法の改正等により、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）では、団塊の世代のすべてが後期高齢者になる平成37年の姿を念頭におき、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をすすめることとされています。特に、介護予防・生活支援については、地域の多様な主体による取り組みが求められています。また、認知症対策についても地域全体での支援体制が重要となっています。

■障がい者福祉の分野

障害者基本法の改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）、障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）の制定、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准等、国の法整備がすすみました。

第4期障がい福祉計画（平成27～29年度）では、精神科病院・施設等から地域生活への移行を更に促進し、地域生活支援の拠点づくり、福祉施設から一般就労への移行促進等、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現することとしています。

■子ども・子育て支援（児童福祉）の分野

より子どもを生きやすく、育てやすい社会を実現することにより少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげるため、子ども・子育て関連3法が施行され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとしています。



■災害時の支援

平成 19 年 8 月 10 日の厚生労働省通知により、要援護者の支援方策を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされ、本市の第 2 期地域福祉計画において災害時の要援護者支援システムの構築に努めてきました。

平成 26 年 4 月、改正災害対策基本法が施行され、大規模な災害時等において、自力での避難が難しい高齢者や障がい者等（避難行動要支援者）の円滑かつ迅速な避難確保を図るための「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。情報の共有などについて市民の理解を深めるとともに、より一層、実効性のある支援の具体策をさらに検討していく必要があります。

■生活困窮者への支援

平成 27 年 4 月、生活困窮者自立支援法が施行され、すべての福祉事務所を設置する自治体に「自立相談支援事業の実施」及び「住居確保給付金の支給」が義務付けられました。また、地域の実情に応じて「就労準備支援事業」や「一時生活支援事業」、「家計相談支援事業」、「学習支援事業」等の事業を実施することが求められています。

生活困窮者は単に経済的困窮だけでなく、社会的孤立・排除が複合化した困難を抱えていると考えられますが、従来からの縦割りの福祉制度においては、法が定めるサービス受給資格からはみ出し、いわゆる制度の狭間に置かれてきた人々も多く、現状では生活困窮者が抱える課題の状況把握が十分とはいえない状況です。地域福祉の観点から、何をすべきか、何ができるのかを検討し、計画に盛り込む必要があります。



3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が策定する行政計画です。

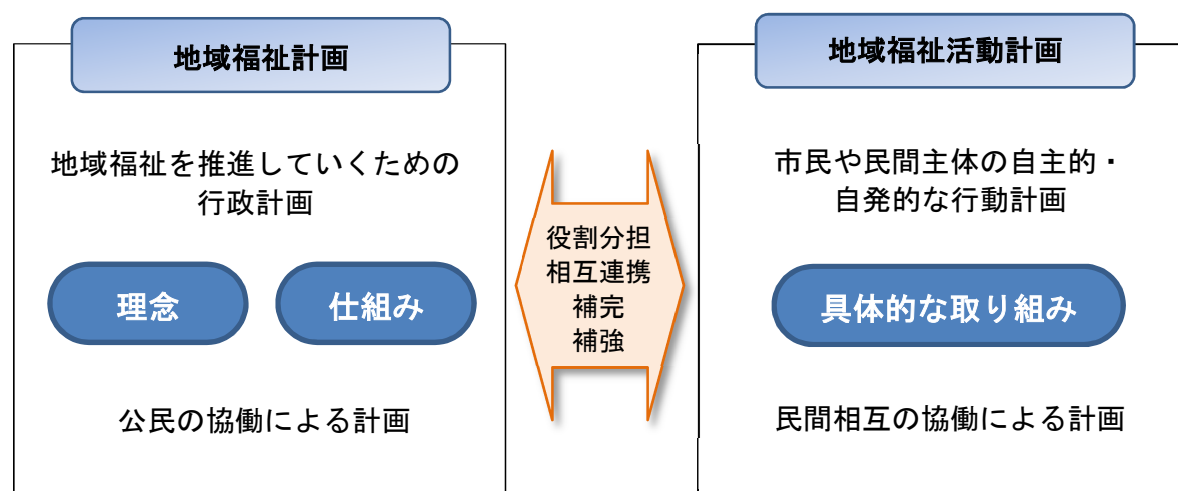
(2) 地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民自治組織、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO、福祉事業者などの民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



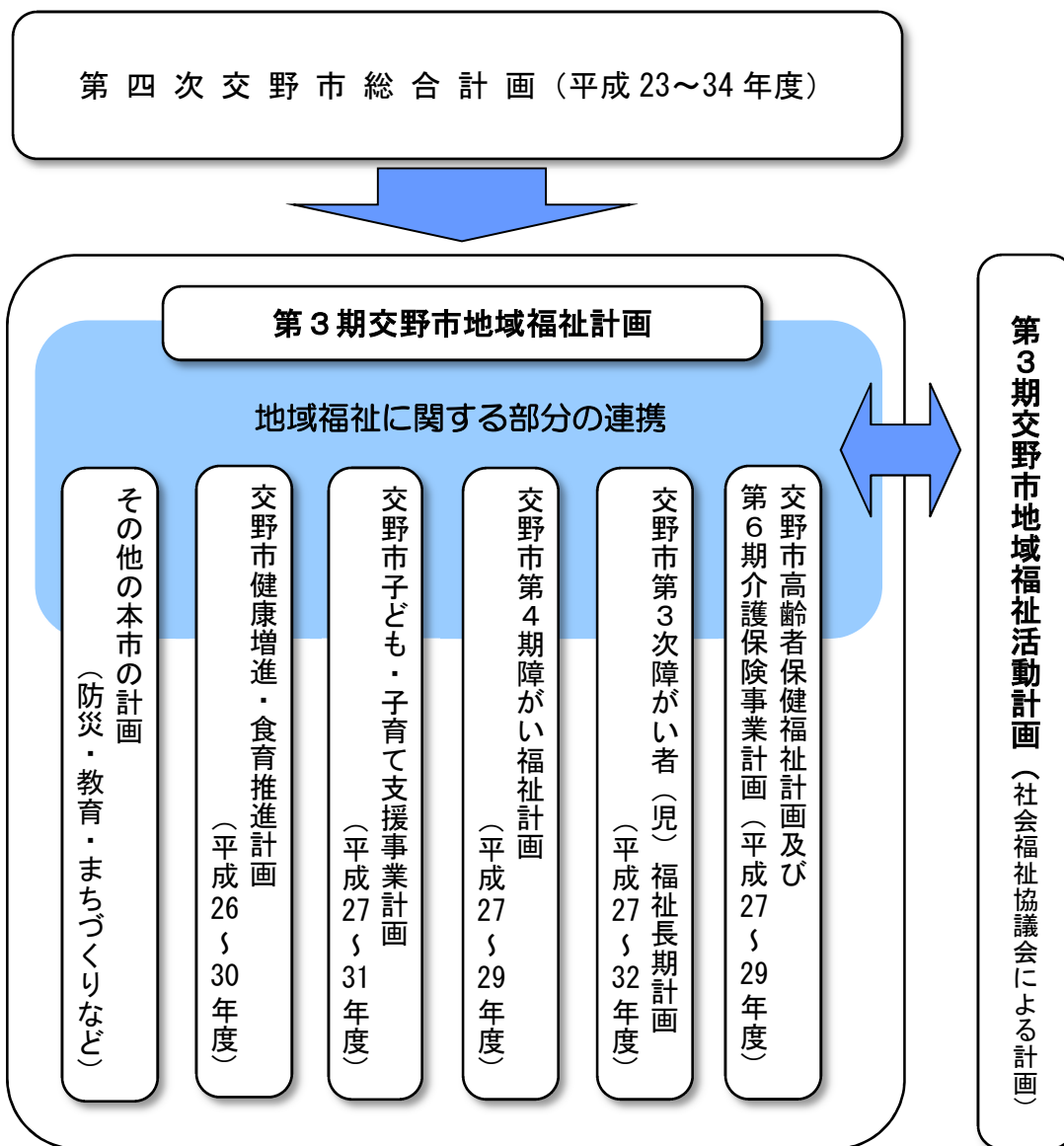


(3) 他計画との関係

本計画は、「第四次交野市総合計画」を最上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなど、あらゆる分野において地域福祉に関する部分の連携をとり、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、本計画は、本市を含む広域的な計画である「第3期大阪府地域福祉支援計画」との整合性を図るとともに、社会福祉協議会が策定する「第3期地域福祉活動計画」と連携しながら地域福祉を推進していきます。

【他計画との関係】



4. 計画の期間

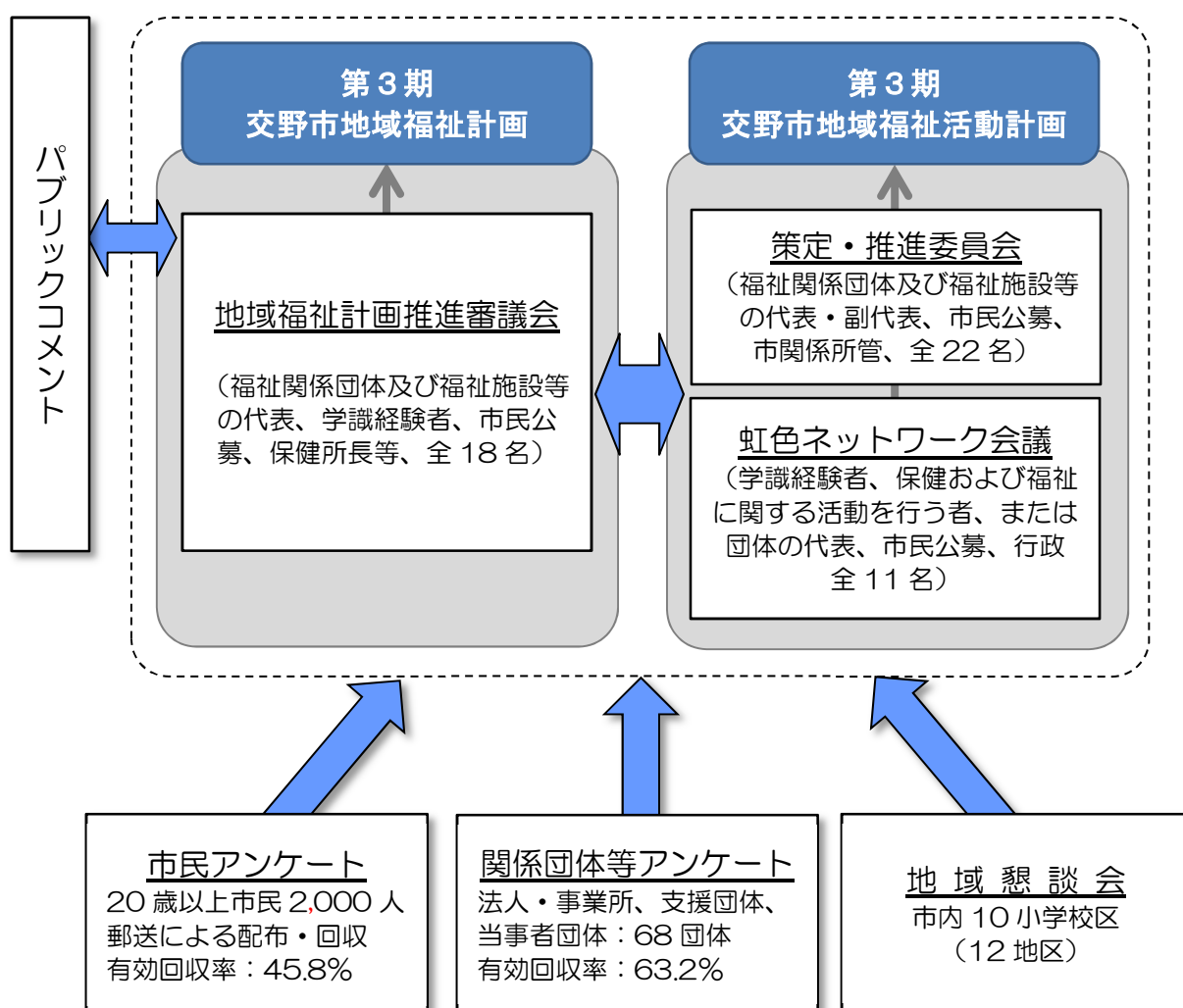
本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

5. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、できるだけ多くの市民や福祉関係者の意見を計画に反映させるため、市民アンケート、関係団体等アンケート、地域懇談会などを実施しました。

また、社会福祉協議会で策定する「第 3 期地域福祉活動計画」との連携を強化するため一体となって調査し、計画策定を行いました。





第2章 交野市の地域福祉をとりまく状況

1. データ等でみる交野市

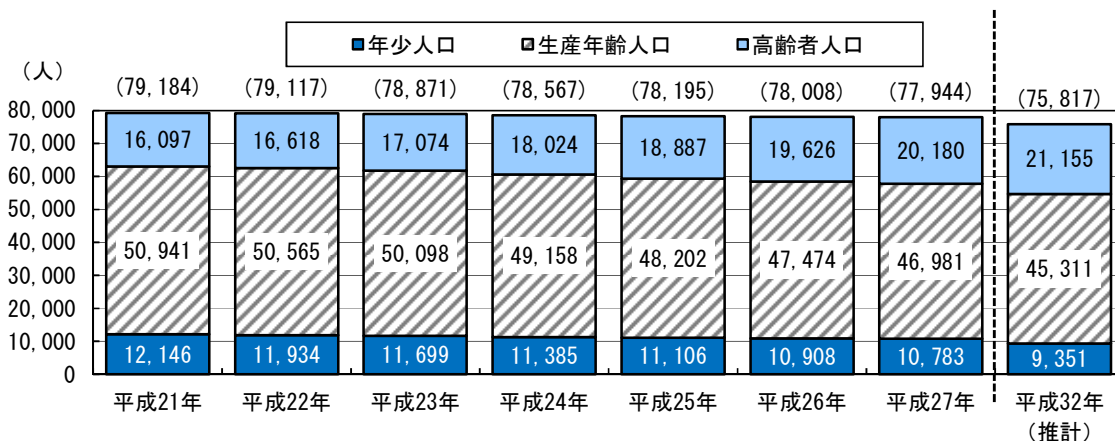
(1) 人口・世帯の状況

①人口の推移

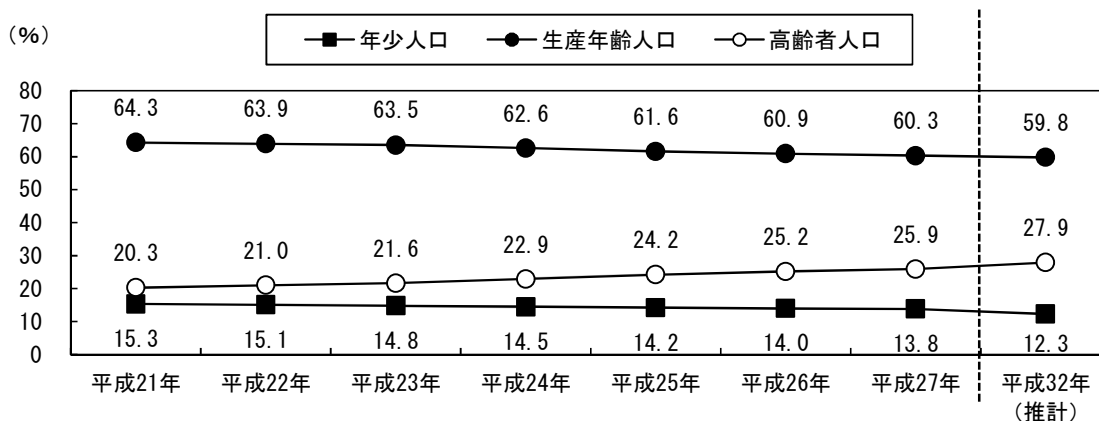
本市の総人口は、平成21年以降、微減傾向が続いています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）は一貫して減少しているのに対して、高齢者人口（65歳以上人口）は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料：平成21年～27年は、住民基本台帳（各年9月末）

平成32年（推計）は、「交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」





②人口ピラミッド

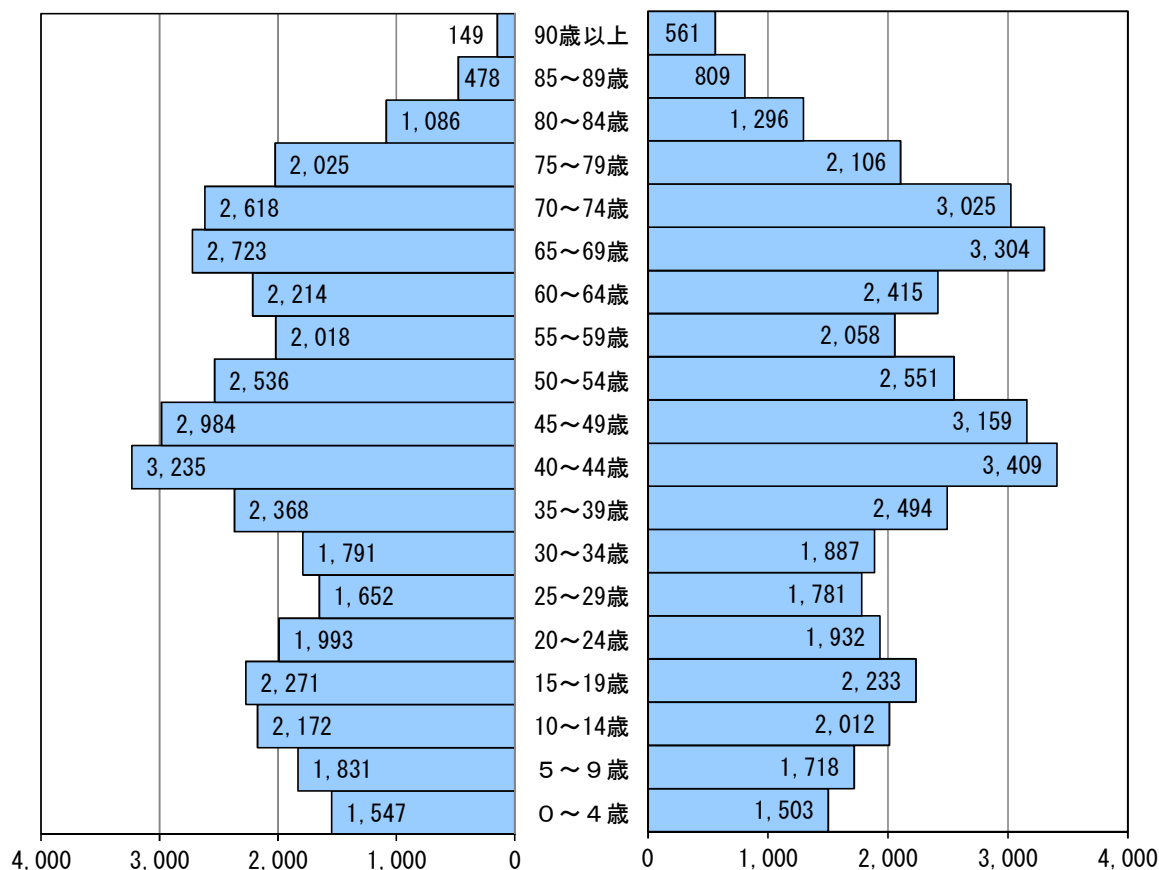
平成 27 年 9 月末現在の年齢階級別人口ピラミッドをみると、団塊世代（昭和 22～26 年生まれ）と団塊ジュニア世代（昭和 47～51 年生まれ）のボリュームが大きく、典型的な日本の人口構造となっています。

今後、5 年間では高齢化率が一気に上昇することはありませんが、前期高齢者に比べて後期高齢者が著しく増加します。また、団塊ジュニア世代の子ども世代の人口は少なく、今後、少子化もますますすすむことが明らかとなっています。

【人口ピラミッド】

<男性：37,691 人>

<女性：40,253 人>



資料：住民基本台帳（平成 27 年 9 月末）



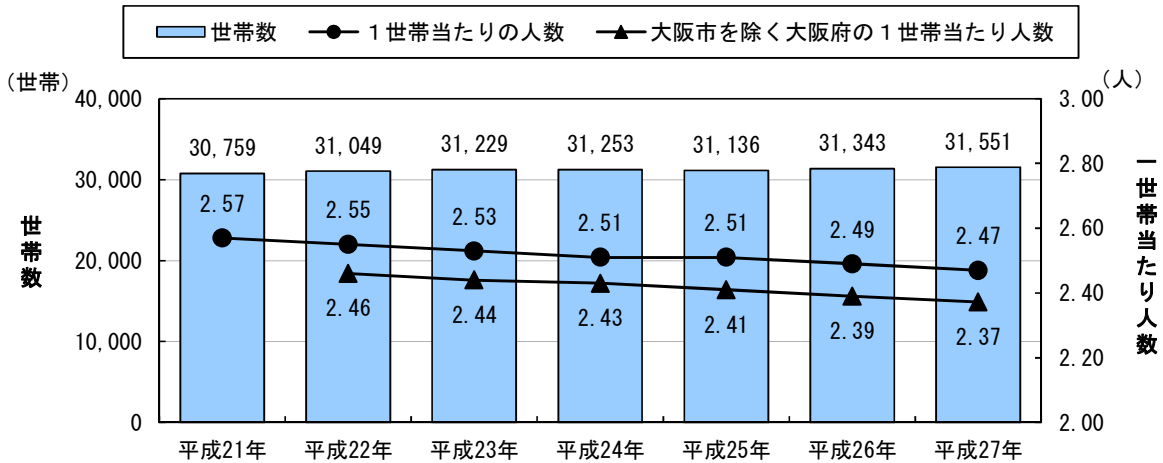


③世帯数と一世帯当たりの人数の推移

人口が減少傾向となっているのに対して、世帯数は概ね増加傾向にあり、平成27年の総世帯数は31,551世帯となっています。

一方、1世帯当たりの人数は減少傾向が続いており、世帯の少人数化がすすんでいます。家族で支え合う力が弱くなってきているといえます。

【世帯数と一世帯当たりの人数の推移】



資料：交野市は住民基本台帳（各年9月末）

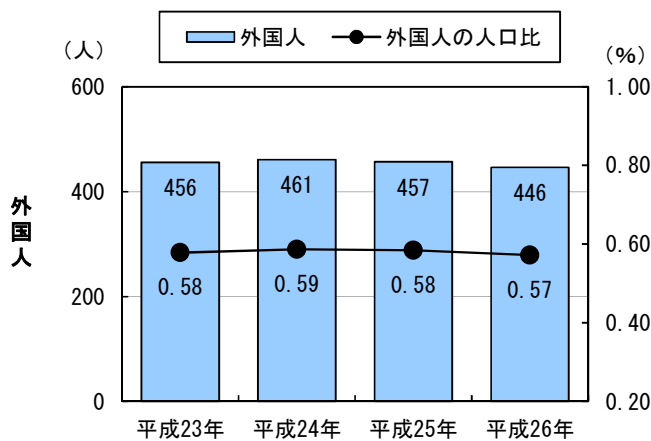
大阪市を除く大阪府は「大阪府の推計人口」（平成22年：11月1日、平成23～26年：10月1日、平成27年：9月1日）

④外国人住民数の推移

外国人住民数は減少傾向にあり、平成26年では446人、市内総人口に占める割合は0.57%となっています。また、外国人の国籍は、韓国及び朝鮮と中国で4分の3を占めています。

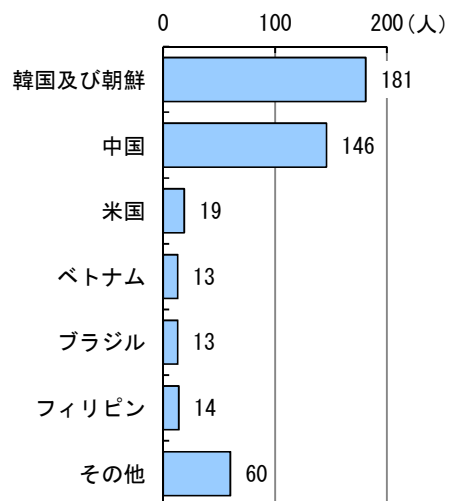
外国人はごく少数ですが、情報弱者とならないよう、地域の支援が必要です。

【外国人住民数の推移】



資料：住民基本台帳等（各年9月末）

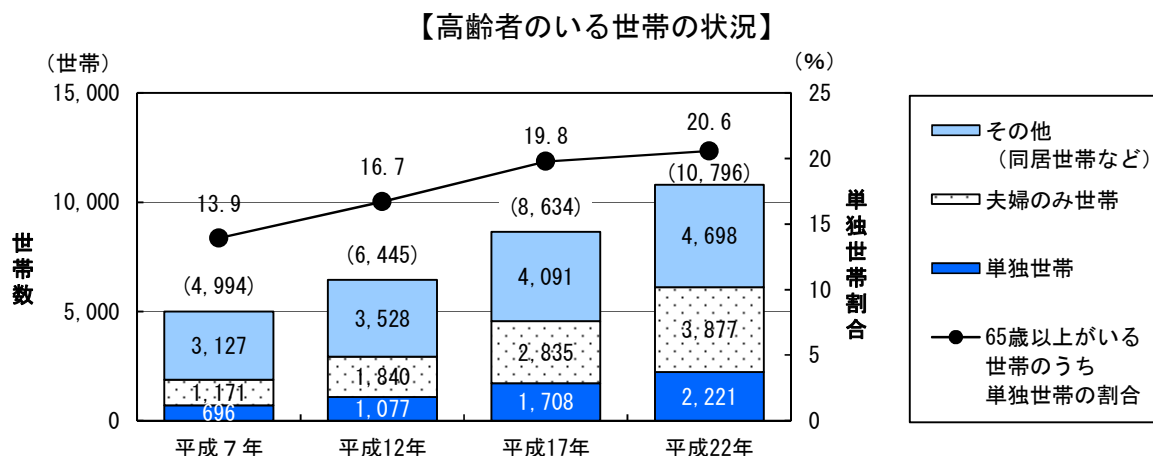
【外国人住民の国籍（平成26年）】



(2) 高齢者、障がい者等の状況

① 高齢者のいる世帯の状況

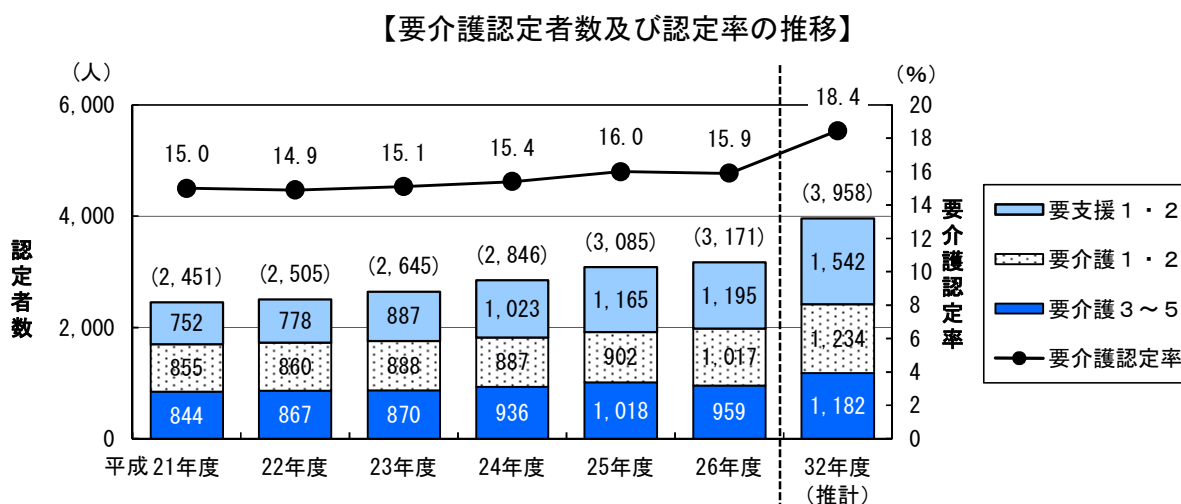
65歳以上の高齢者がいる世帯は年々増加し、平成22年には10,796世帯となっています。また、単独世帯（ひとり暮らし）や夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、平成22年には、高齢者がいる世帯のうち、単独世帯および夫婦のみ世帯が半数以上を占めています。



資料：国勢調査

② 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は年々増加し、平成26年度には3,171人となっています。これまでは前期高齢者の割合が高いことから、認定率は横ばい傾向となっていました。今後は後期高齢者が急増していくことから、認定率も上昇が見込まれ、それに伴い認知症の方も急増します。地域においても、要介護者本人や、介護している家族を支える仕組み、認知症の方を支援する取り組みが求められます。



資料：平成26年度までは、介護保険状況報告（各年度3月末）

平成32年度は、交野市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画

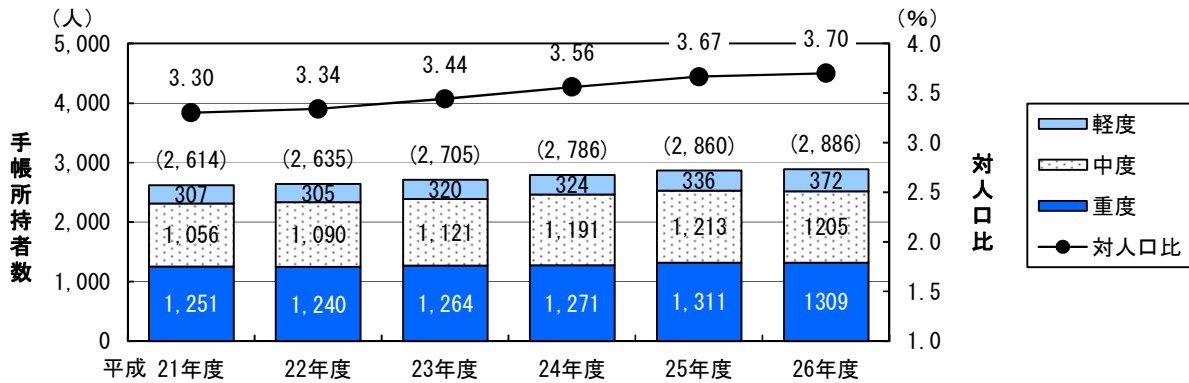


③障がい者手帳所持者の状況

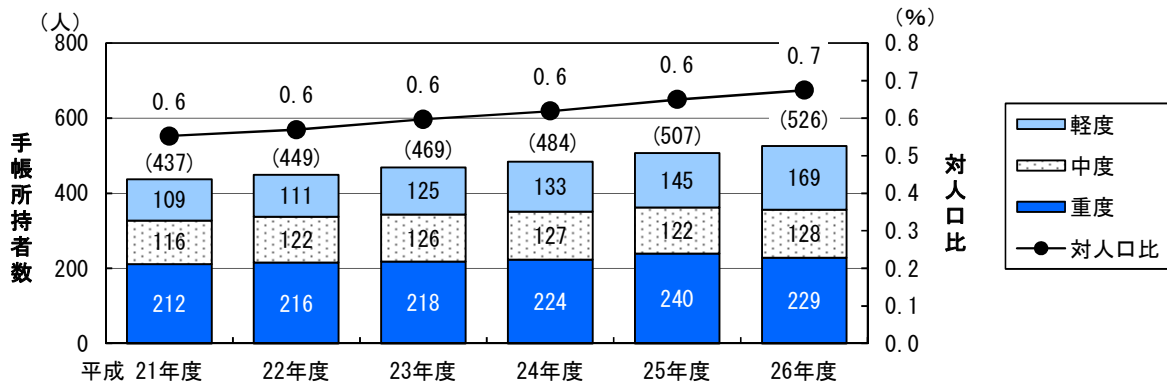
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、平成26年度の手帳所持者数は合わせて3,869人となっています。

身体障がい者や精神障がい者への理解の促進と、地域生活の支援が必要です。

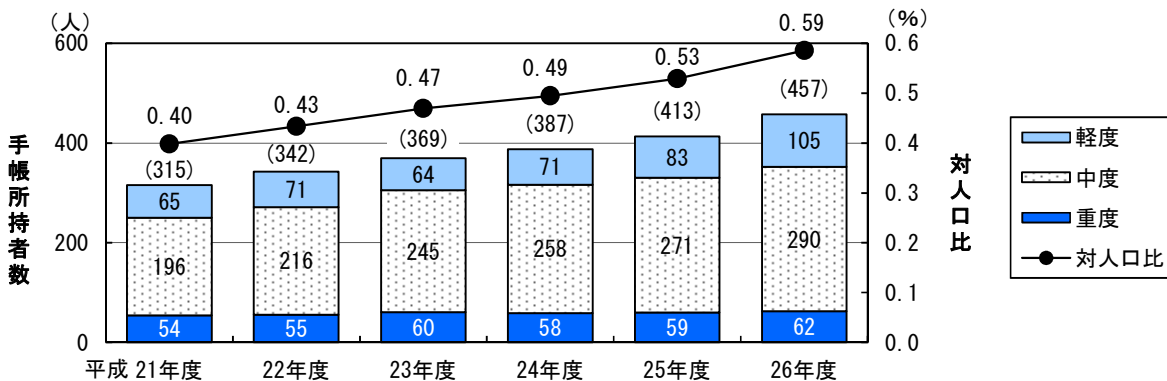
【身体障害者手帳所持者数の推移】



【療育手帳所持者数の推移】



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



資料：障がい福祉課（各年度3月末）





④18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況

世帯数は増加傾向にあります。が、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯」は減少しており、本市の平成22年の「6歳未満の子どもがいる世帯」は3,053世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯」は8,301世帯となっています。

また、「18歳未満の子どもがいる世帯」のうち、祖父母などのその他の世帯員がいない母親又は父親と子どもだけの「ひとり親世帯」は484世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の約5.8%と、大阪府平均(8.1%)よりも低い状況となっています。

【子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯数の推移】

	平成17年		平成22年	
	世帯数	総世帯比	世帯数	総世帯比
総世帯数	27,089	100.0%	28,453	100.0%
6歳未満の子どもがいる世帯	3,668	13.5%	3,053	10.7%
18歳未満の子どもがいる世帯	8,558	31.6%	8,301	29.2%
うち母親と子どもの核家族世帯	410	1.5% (4.8%)	447	1.6% (5.4%)
うち父親と子どもの核家族世帯	49	0.2% (0.6%)	37	0.1% (0.4%)

資料：国勢調査（各年10月1日）

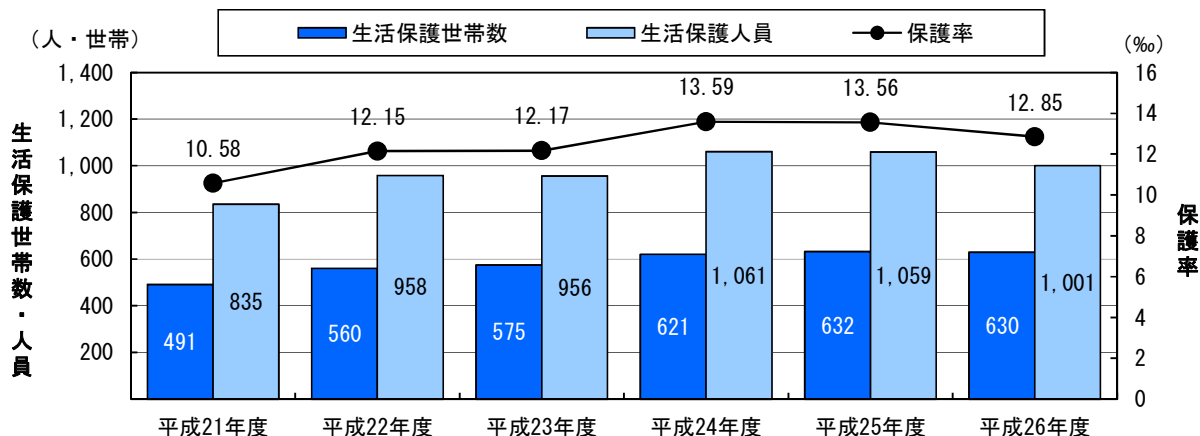
注記：（ ）内は、「18歳未満の子どもがいる世帯数」に対する比率

⑤生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は平成25年度までは増加傾向を示し、平成26年度はほぼ横ばいとなっています。平成26年度の生活保護世帯数は630世帯、被保護世帯人員は1,001人、保護率は12.85%（パーミル）となっています。

本市の保護率は、大阪府平均（大阪府全体の平均：34.2%、大阪市及び堺市を除く大阪府平均：23.6%）よりも大幅に低い状況ですが、雇用環境は依然として厳しく、低所得者層の増加が懸念されます。

【生活保護世帯数等の推移】



資料：生活福祉課（各年度3月末）

注記：‰（パーミル）は千分率を示す





(3) 地域における福祉の主な担い手

①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性をもつ民間の福祉団体です。住民、福祉専門機関・団体、当事者団体、関連分野の団体、行政などが参加し、「住民主体」の理念のもとで、地域福祉の課題をみんなで考え、協力して解決に取り組んでいます。

■社会福祉協議会における主な地域福祉活動

- ・地域の住民自身が自発的に参加できる場づくり
- ・地域の見守り、情報収集、連絡調整
- ・地域の団体や機関がその問題を共有し、解決推進体制を創り出す

②民生委員児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして地域の福祉活動を行っています。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、平成27年4月1日現在、本市では97人の民生委員児童委員が活動しています。

民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、民生委員児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。主任児童委員は、担当区域を持たず、民生委員児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでおり、本市では10人の主任児童委員が活動しています。

③地区・自治会等

地区・自治会等は、地域住民の自主的な意思に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、地域のコミュニティづくりの中心的な担い手です。

地区・自治会等は、地域住民の親睦と連携の場であるとともに、地域課題の発見と解決の場ともなっています。

■自治会等の主な活動

- ・地域の伝統的な行事
- ・交通安全活動
- ・防火・防犯・防災活動
- ・清掃活動
- ・スポーツや文化のサークル活動 など





④校区福祉委員会

校区福祉委員会は、小学校の校区を一単位として、地域住民が構成メンバーとなり、小地域での住民同士の支え合い活動として、連携と協力体制をとりながら、住民の身の回りで起っている福祉課題の解決のため、見守り、声かけなどを行う「住民による、住民のための」自発的な組織です。平成 27 年度現在、本市には 10 の校区福祉委員会（郡津小学校校区福祉委員会は 3 地区）があり、合計 650 人の校区福祉委員が活動しています。

⑤社会福祉施設・事業所

本市には、高齢者関係、障がい者関係、児童関係のさまざまな福祉施設や事業所があります。

【高齢者関係施設・事業所】

居宅系サービス	か所数	施設・居住系	か所数
居宅介護支援事業所	18	認知症対応型共同生活介護	6
訪問介護	18	特定施設入居者生活介護	3
訪問入浴	0	介護老人福祉施設	4
訪問看護	8	介護老人保健施設	2
訪問リハビリテーション	2	介護療養型医療施設	0
通所介護	23	地域密着型介護老人福祉施設	2
通所リハビリテーション	6	計	17
短期入所生活介護・療養介護	8	地域包括支援センター	か所数
福祉用具貸与	3	地域包括支援センター	1
認知症対応型通所介護	0	計	1
小規模多機能型居宅介護	1		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		
計	88		

(平成 27 年 4 月現在)



第2章 交野市の地域福祉をとりまく状況

【障がい者関係施設・事業所】

訪問系・日中活動系サービス	か所数	相談支援	か所数
居宅介護	17	計画相談支援	4
重度訪問介護	16	地域移行支援	4
同行援護	9	地域定着支援	4
短期入所	3	計	12
生活介護	8	障がい児支援	か所数
自立訓練(生活訓練)	1	児童発達支援	4
就労移行支援(一般型)	1	放課後等デイサービス	4
就労継続支援(B型)	8	保育所等訪問支援	1
計	63	計	9
居住系サービス	か所数	(平成27年4月現在)	
施設入所支援	1		
共同生活援助	35		
計	36		

【児童関係の主な施設(学校・幼稚園・保育所を除く)】

施設名	か所数	施設名	か所数
地域子育て支援拠点	4	図書館	4
・交野市地域子育て支援センター		・倉治図書館	
・星田地域子育て支援センター		・青年の家図書室	
・ぼらりすひろば		・星田コミュニティーセンター図書室	
・つどいの広場		・第1児童センター図書室	
ファミリー・サポート・センター	1	第1児童センター	1
一時預かり	6	文庫	6
・星の子ルーム		・森なかよし文庫	
・交野保育園内		・天野が原第一文庫	
・星田保育園内		・えんがわ文庫	
・ぽっかぽか7丁目保育園内		・妙見坂文庫	
・にこにこ保育園内		・きらきら文庫	
・天野が原保育園内	・星田山手文庫		
交野市教育センター	1	(平成27年4月現在)	



⑥NPO法人

NPOとは「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人といいます。

市が所管するNPO法人は平成26年度現在で15団体となっています。

【NPO法人数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
所管NPO法人数	15	17	15
うち、福祉系法人数	9	11	9

(各年4月1日)

⑦ボランティア活動団体

ボランティア団体は、誰もが豊かに暮らしていける社会を目指し、自分たちのできることを自らが率先し、災害・福祉・環境・教育・スポーツなどさまざまな活動を行っています。また、これらの活動は、人のつながりや心の豊かさを向上させる重要な活動となっています。

福祉分野でも高齢者や障がいのある人、子育てに関するさまざまな支援など、人を支え、助けるボランティア活動が行われています。

本市のボランティアセンターは福祉分野のボランティア活動の拠点として、支援者と支援を必要としている人をつなげるコーディネート機能を担っています。

【ボランティアセンターにおける団体・個人登録数の推移】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ボランティアグループ 連絡会所属団体	14	14	14	15	15
上記以外の登録団体	3	4	9	9	8
個人登録者	85	60	53	57	48

資料：社会福祉協議会（各年4月1日）





⑧当事者団体

同様のニーズをもつ人たちが集まり交流し、お互いの経験などを生かして相談にのったり、支え合いの活動や事業を行っています。

■高齢者関係

主な団体：星友クラブ連合会（老人クラブ）、介護者（家族）の会

【老人クラブ数と会員数】

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
老人クラブ数	24	24	24	24	24
会員数	1,862	1,839	1,746	1,847	1,834

（各年4月1日）

【介護者（家族）の会 会員数】

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
会員数	52	52	48	43	43

（各年4月1日）

■障がい者関係

主な団体：身体障がい者福祉会、障害児（者）親の会、
聴力障害者協会、精神障がい者家族会ひまわり会、
心の病と共に生きる市民の会（TEAM）
視覚障がい者福祉会、あしたへ！

■子ども関係

主な団体：母子寡婦福祉会、交野市子ども会育成連絡協議会、
交野市PTA協議会



⑨その他の福祉人材

本市では、上記以外に下記の人たちが地域福祉活動を担っています。

(単位：人)

	活動内容	平成 26 年度
身体障がい者相談員	当事者や家族の目線で話を聞き、必要があれば専門相談を案内する相談員（障がい者やその家族）。	2
知的障がい者相談員		2
精神障がい者相談員		2
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症の人やその家族を見守り支えていく人。	504
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。	63
やすらぎ支援員	認知症の人を介護する家族が外出をしたり休息が必要な時、自宅を訪問し、話し相手や見守りを家族に代わって行う支援員。	31
スマイルサポーター	大阪府の民間認可保育園において、地域貢献事業を行う支援員。大阪府知事が認定する。	19
施設コミュニティソーシャルワーカー	「福祉のなんでも相談員」として、生活上の困りごと等の相談を受け、解決に向けて本人や家族、相談窓口との調整役となる相談員。	14
介護相談員	介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、問題解決に向けた手助けをする相談員。	26
元気アップメイト	体操などを通じて、高齢者の健康づくりを応援するボランティア。	92
歩く歩く隊 (ウォーキングメイト)	生活習慣病予防を目的にウォーキング活動を広めるボランティア。	16
健康リーダー	市の養成講座を修了し、地域において健康増進活動を行うボランティア。	41

(4) 地区別の概況

12の地区（校区福祉委員会の活動区域である、市内10校の小中学校区（うち郡津小中学校区は3地区））の概況は以下のとおりです。

地区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯 当たり人口 (人/世帯)	65歳以上 人口 (人) (人口比)	出生数 (H26年) (人) (人口千対比)	校区福祉 委員数 (人)	民生委員 児童委員数 (人)	
旭	7,335	2,797	2.62	1,781 24.3%	45 6.1	59	9	
岩船	6,670	2,776	2.40	1,997 29.9%	45 6.7	61	9	
交野	11,285	4,675	2.41	2,801 24.8%	77 6.8	60	15	
私市	6,993	2,737	2.55	1,823 26.1%	57 8.2	56	8	
倉治	9,883	3,866	2.56	2,329 23.6%	84 8.5	77	12	
郡津	郡津	6,735	2,603	2.59	1,306 19.4%	56 8.3	34	7
	幾野	4,444	1,744	2.55	1,038 23.4%	24 5.4	25	5
	松塚	1,586	751	2.11	707 44.6%	5 3.2	45	3
長宝寺	5,422	2,398	2.26	1,456 26.9%	37 6.8	50	10	
藤が尾	5,495	2,223	2.47	1,407 25.6%	51 9.3	43	8	
星田	6,266	2,593	2.42	1,513 24.1%	65 10.4	80	12	
妙見坂	6,578	2,526	2.60	1,965 29.9%	46 7.0	60	9	
全市	77,928	31,396	2.48	19,991 25.7%	587 7.5	650	97	

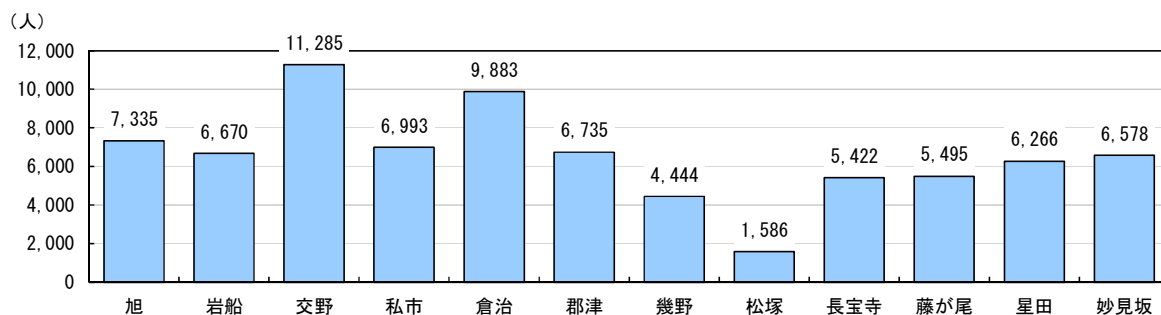
資料：人口、世帯数は住民基本台帳（平成27年4月1日）

民生委員児童委員数は校区割の人数です。

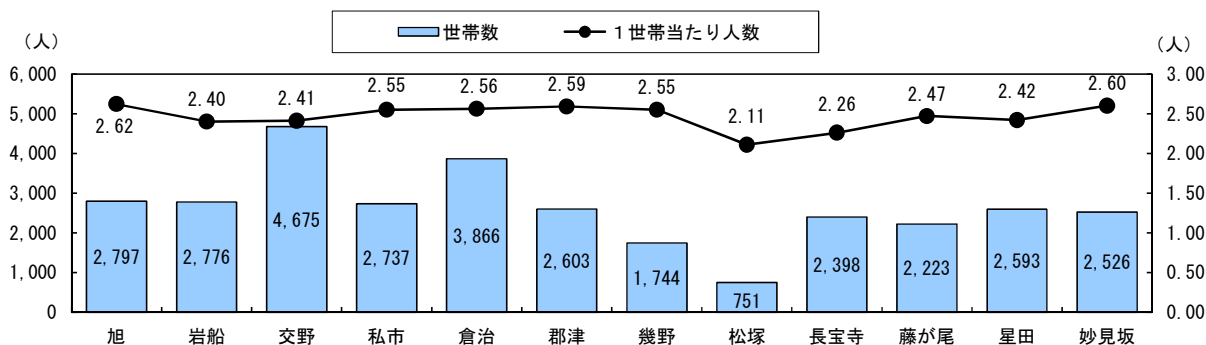
注記：一部区域が重複する地区があるため、人口・世帯数・出生数・民生委員児童委員数等は、地区の合計と全市の数とが合致しない項目があります。



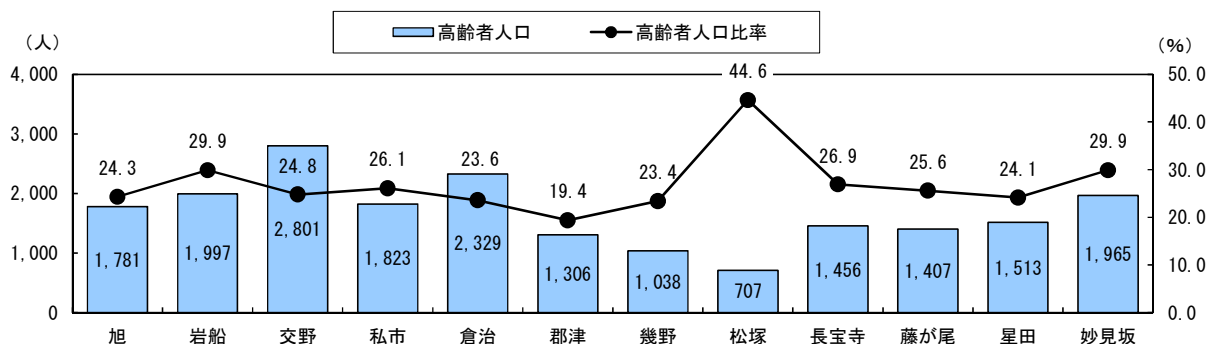
【地区別 人口】



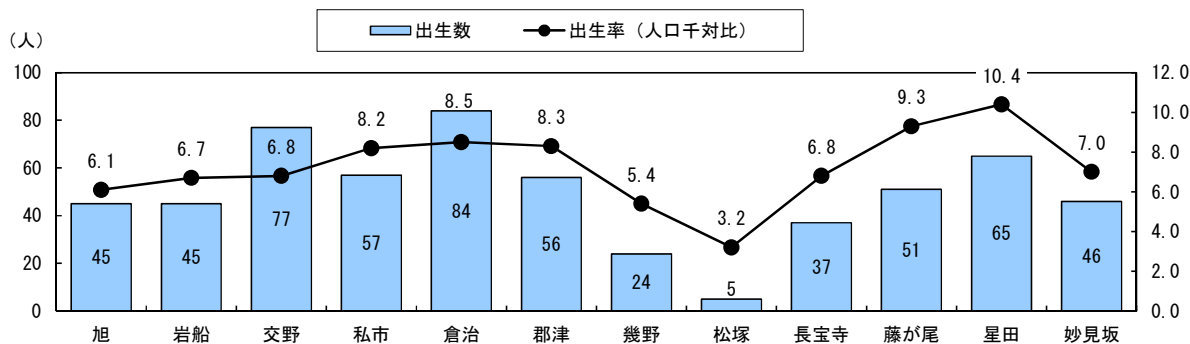
【地区別 世帯数及び1世帯当たり人数】



【地区別 高齢者人口及び高齢者人口比率】



【地区別 出生数及び人口千対比】





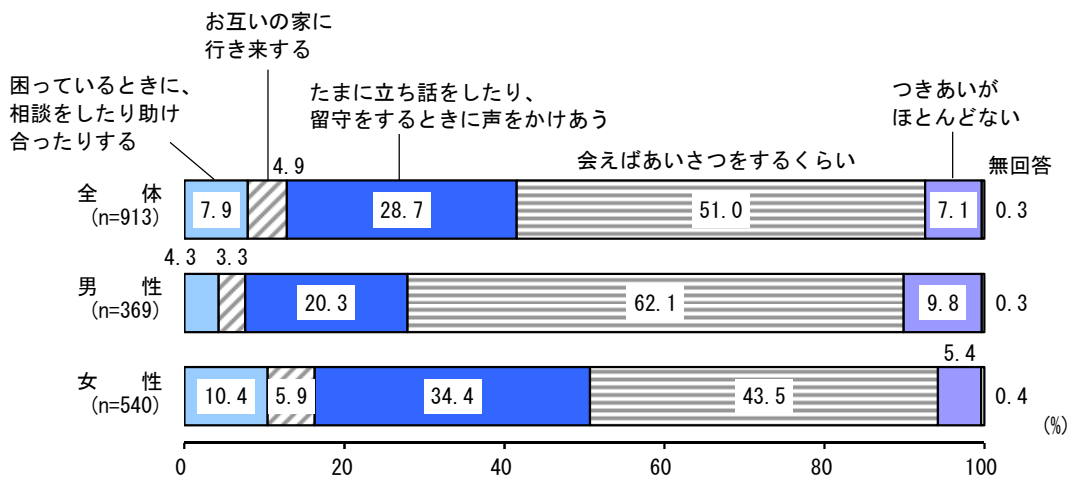
2. 市民の意識と実態 (市民アンケート調査結果より)

(1) 地域での生活

① 近所づきあい

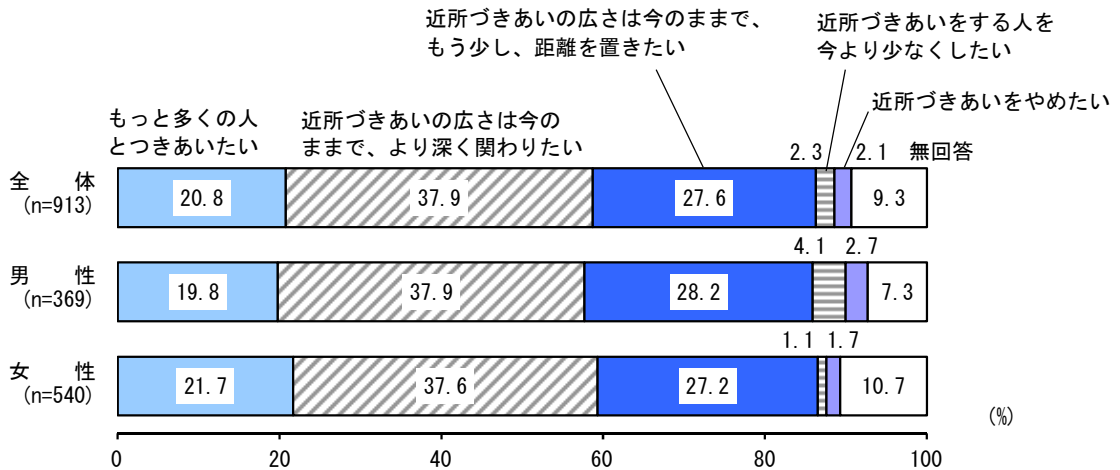
近所づきあいの程度については、「会えばあいさつをするくらい」が 51.0%で最も多くなっています。性別にみると、女性の方が男性よりつきあいの程度が密であることがうかがえます。

【近所づきあいの程度 (性別)】



今後の近所づきあいについては、「もっと多くの人とつきあいたい」と「近所づきあいの広さは今のままで、より深く関わりたい」を合わせると約6割を占め、近所づきあいに積極的な人が消極的な人の約2倍を占めています。

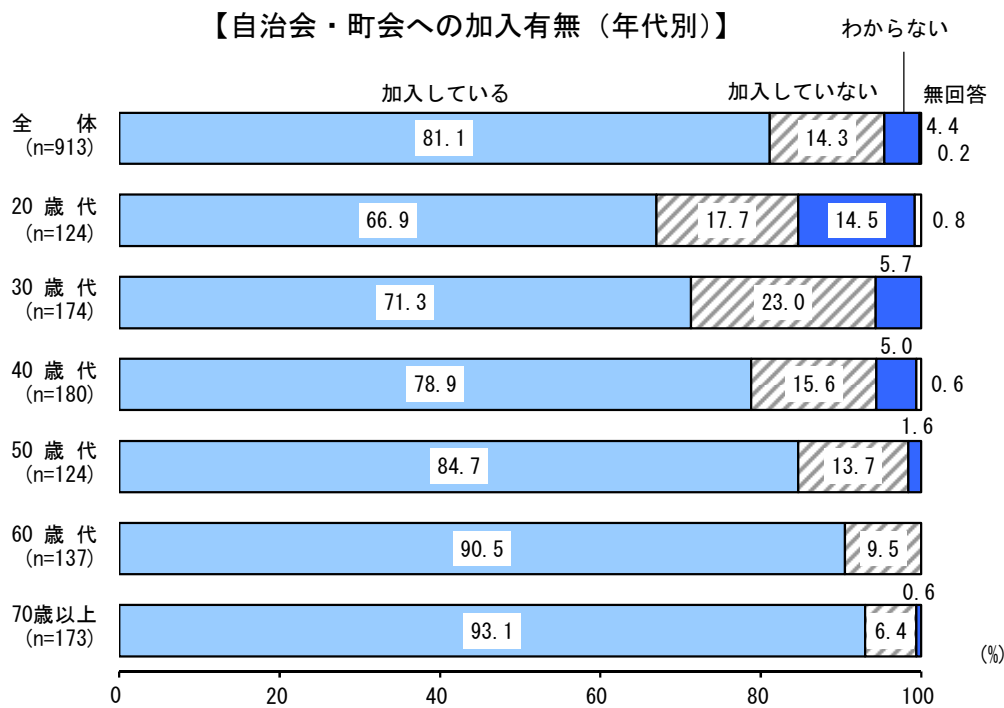
【今後の近所づきあい (性別)】



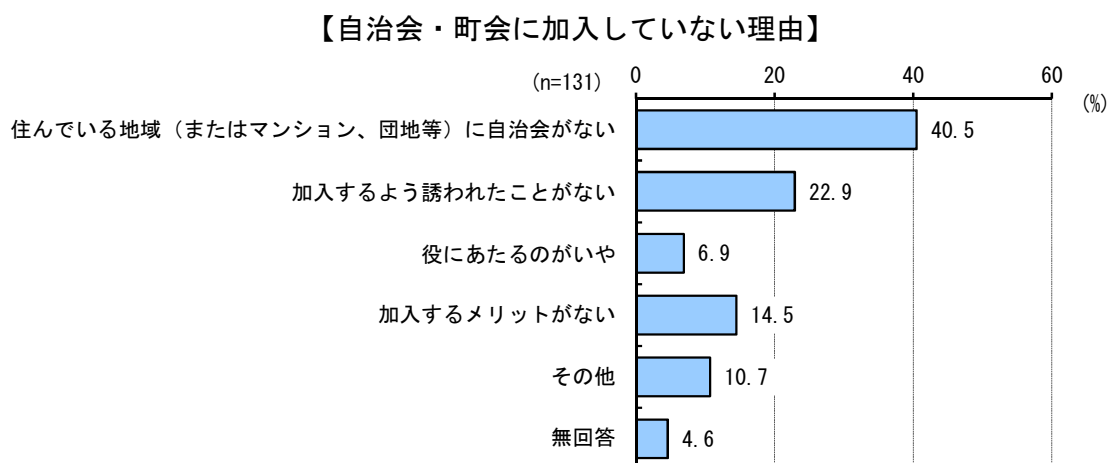


②自治会・町会への加入

自治会・町会の加入率は、全体では8割を超えていますが、年代が若いほど加入率は低くなっています。



自治会・町会に加入していない理由については、「住んでいる地域（またはマンション、団地等）に自治会がない」が最も多く、ほかには、加入する機会がないことや、加入のメリットの問題をあげる人が多くなっています。



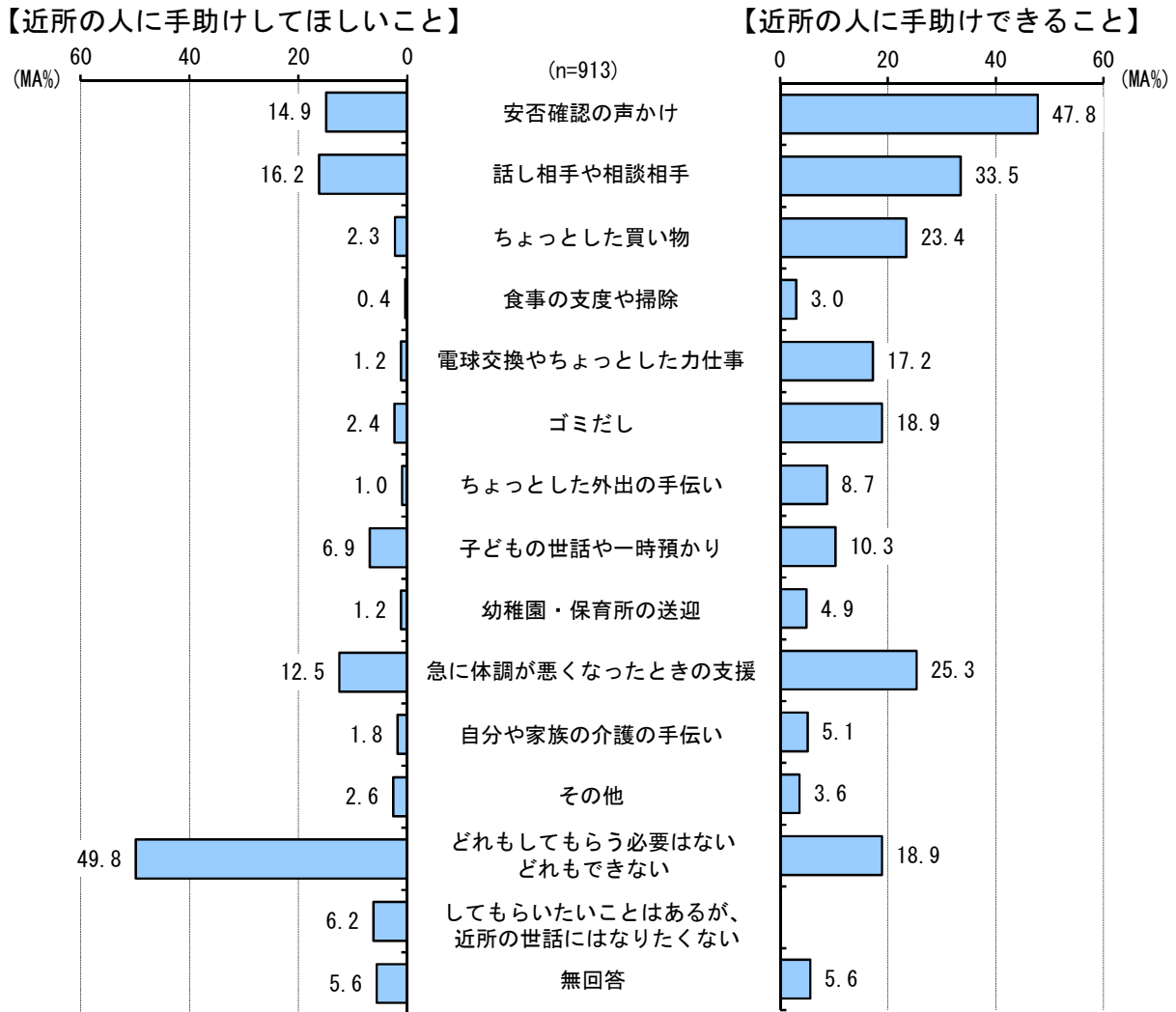


③近所の人に手助けしてほしいことと手助けできること

近所の人に手助けしてほしいことがある人は 44.6% (100% - 「どれもしてもらわない必要はない」 - 「無回答」で算出) です。一方、近所で困っている人や家庭に手助けできる人は 75.5% (100% - 「どれもできない」 - 「無回答」で算出) となっています。単純にみれば、近所同士の手助けについては、ニーズに対して供給量は十分確保できていることとなります。

手助けしてほしい内容については、「話し相手や相談相手」「安否確認の声かけ」「急に体調が悪くなったときの支援」などが多くなっています。また、手助けできる内容については、「安否確認の声かけ」「話し相手や相談相手」「急に体調が悪くなったときの支援」が多くなっています。

順位は若干異なるものの、“手助けしてほしい”ことと“手助けできること”の上位項目は共通しています。



注記：グラフ中の (MA%) は、複数回答の質問であることを示しています。(以下同様)



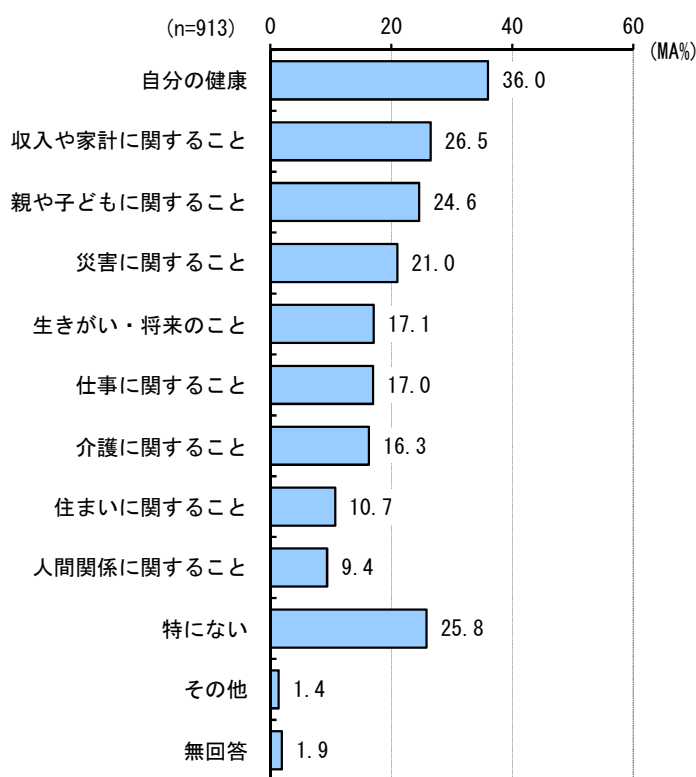
(2) 不安や困りごとについて

①不安に思うこと

不安に思うことがある人は72.3%を占めています。(100% - 「特にない」 - 「無回答」で算出)

不安に思う内容については、「自分の健康」「収入や家計に関すること」「親や子どもに関すること」「災害に関すること」が多くなっています。

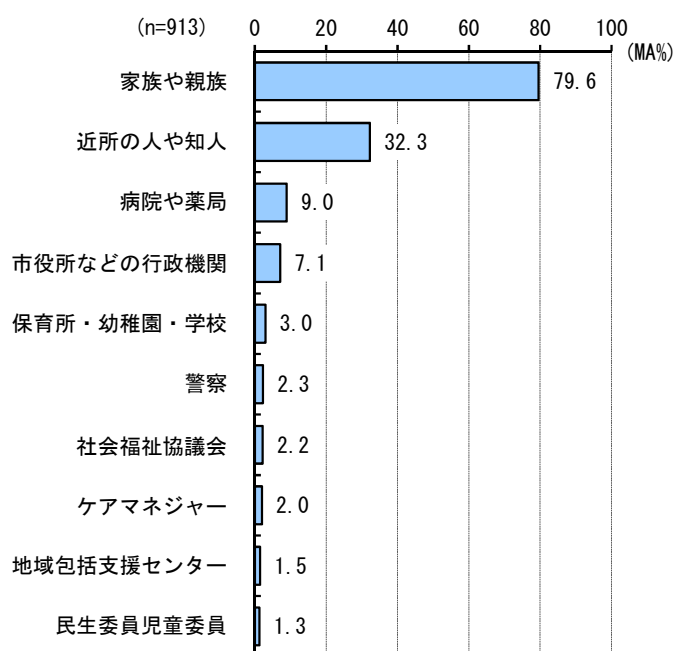
【不安に思うこと】



②不安や困りごとの相談先

「家族や親族」が79.6%で最も多く、次いで「近所の人や知人」32.3%となっており、この2つ以外は1割に満たない状況です。

【不安や困りごとの相談先 (上位10位)】

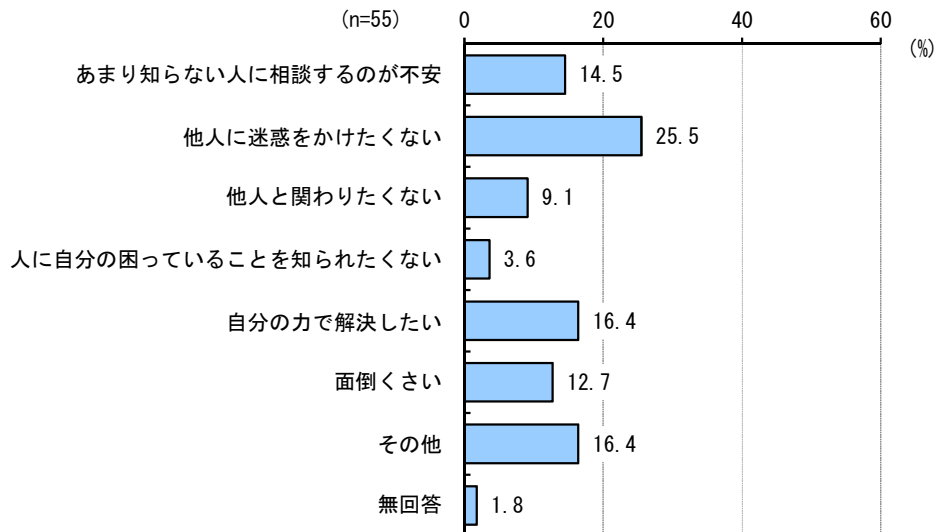




③不安や困りごとを相談しない理由

不安なことや困りごとを「どこにも相談しない」と回答したのは全体の6.0%と少数ですが、その理由については、「他人に迷惑をかけたくない」が25.5%で最も多く、次いで「自分の力で解決したい」「あまり知らない人に相談するのが不安」となっています。

【不安や困りごとをどこにも相談しない理由】



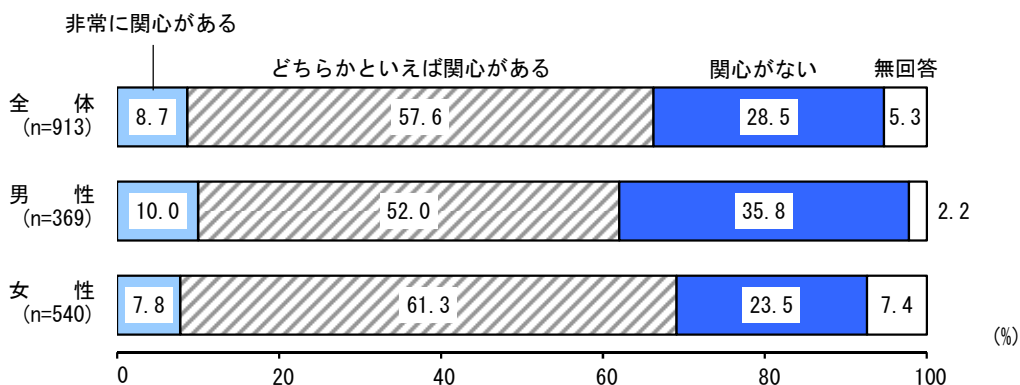
(3) 地域福祉に関する意識

①地域福祉への関心

市民の3人中2人は地域福祉に関心をもっており、女性の方が男性より『関心がある』人の比率が高くなっています。

前回調査や前々回調査では、質問が「福祉」への関心であり、単純に比較できませんが、前回調査、前々回調査ともに『関心がある』が約9割を占めていたことからみると、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などへの関心の高さに比べて、「地域福祉」への関心は低いということになります。

【地域福祉への関心（性別）】



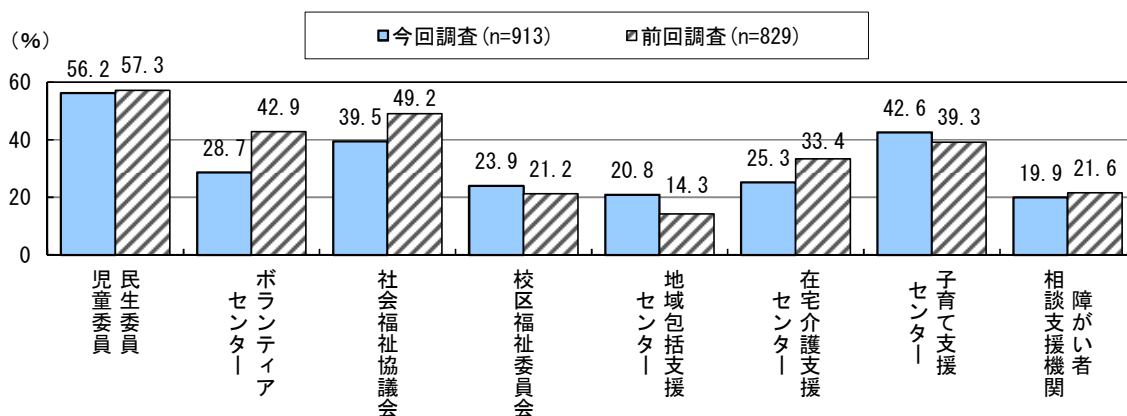


②地域の福祉活動資源の認知度

「民生委員児童委員」が 56.2%で最も高く、次いで「子育て支援センター」「社会福祉協議会」となっています。

前回調査と比べると、「ボランティアセンター」「社会福祉協議会」「在宅介護支援センター」について、認知度が低下しています。

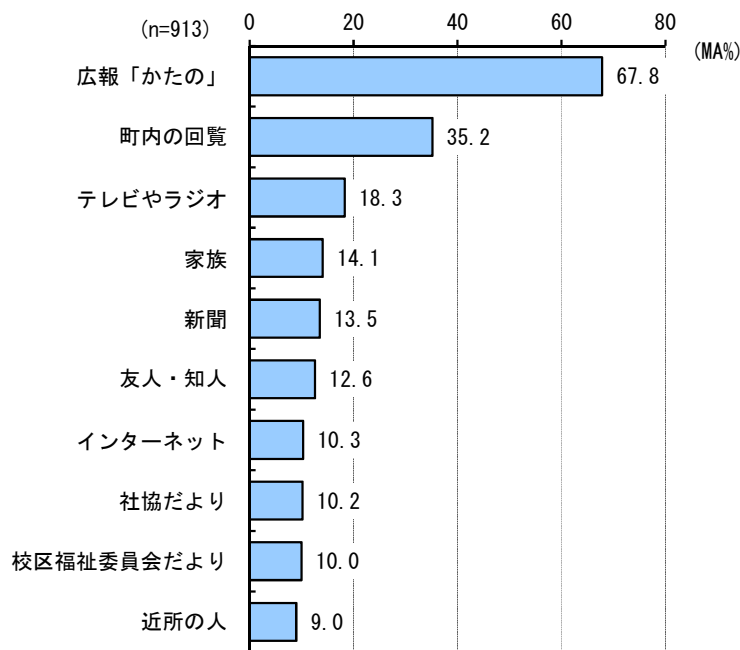
【地域の福祉活動資源の認知度】



③地域福祉に関する情報の入手先

「広報「かたの」」が 67.8%で最も多く、次いで「町内の回覧」「テレビやラジオ」となっています。

【地域福祉に関する情報の入手先（上位10位）】





(4) 地域活動やボランティア活動の状況

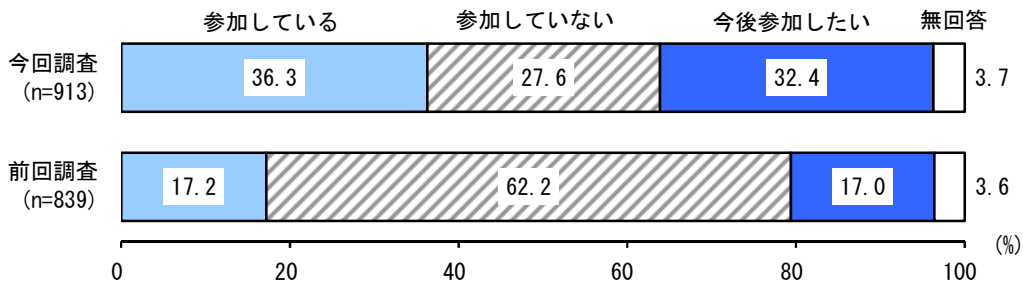
①地域活動やボランティア活動への参加有無と参加している活動内容

「参加したいが、今は参加できない」が 32.4%、「どれも参加していないし、参加しようと思わない」が 27.8%となっています。いずれかの活動に参加していると回答したのは 36.3%となっています。

前回調査と比べると、地域活動やボランティア活動への参加率は倍増し、「今後参加したい」も大幅に増加しています。

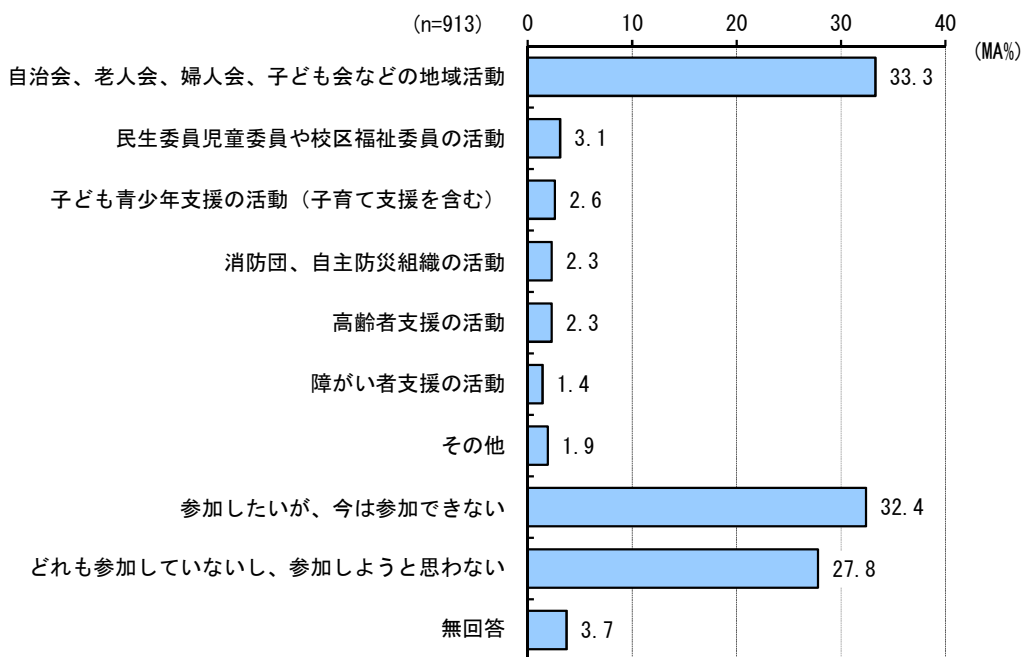
また、活動内容については、「自治会、老人会、婦人会、子ども会などの地域活動」が圧倒的に多くなっています。

【地域活動やボランティア活動への参加率（経年変化）】



※今回調査と前回調査で選択肢が異なるため、今回調査で、いずれかの活動に○をつけた場合を「参加している」、「参加したいが、今は参加できない」を「今後参加したい」、「どれも参加していないし、今後も参加しようと思わない」を「参加していない」としました。

【参加している地域活動やボランティア活動】

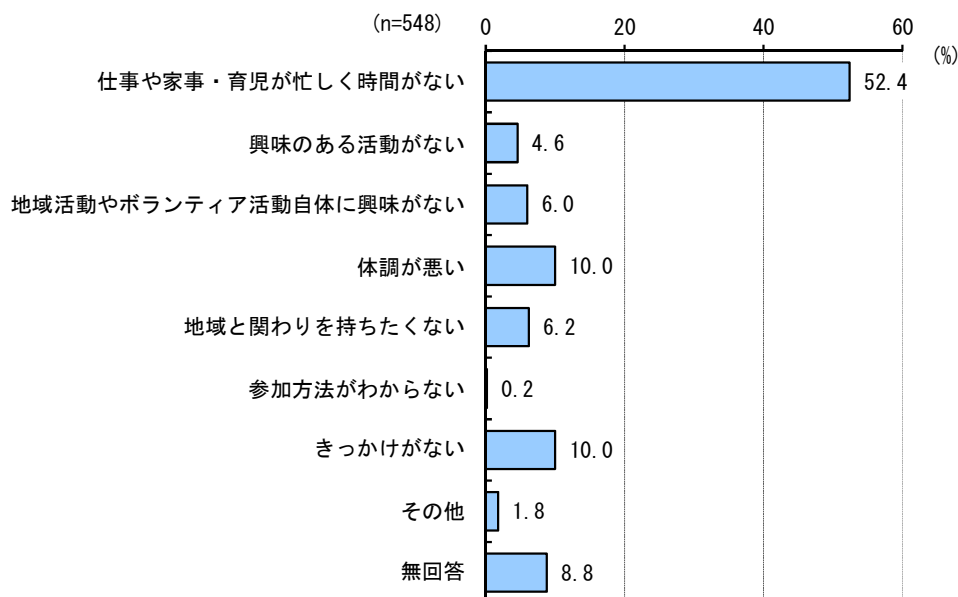




②参加していない理由

現在、活動に参加していない人の理由については、「仕事や家事・育児が忙しく時間がない」が52.4%で圧倒的に多くなっています。

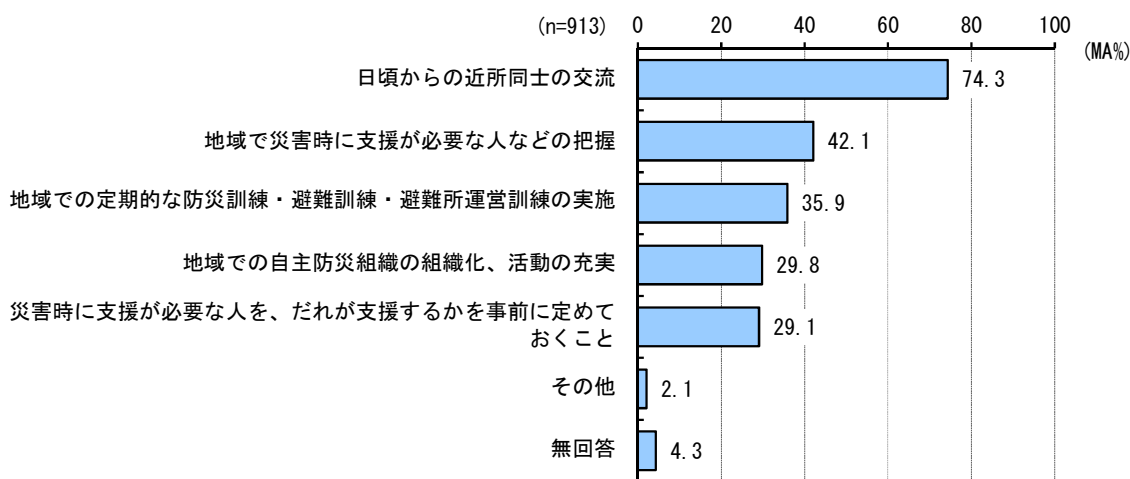
【地域活動やボランティア活動に参加していない理由】



③災害時に地域で支え合うために必要だと思うこと

「日頃からの近所同士の交流」が74.3%で最も多く、次いで「地域で災害時に支援が必要な人などの把握」「地域での定期的な防災訓練・避難訓練・避難所運営訓練の実施」となっています。

【災害時に地域で支え合うために必要だと思うこと】



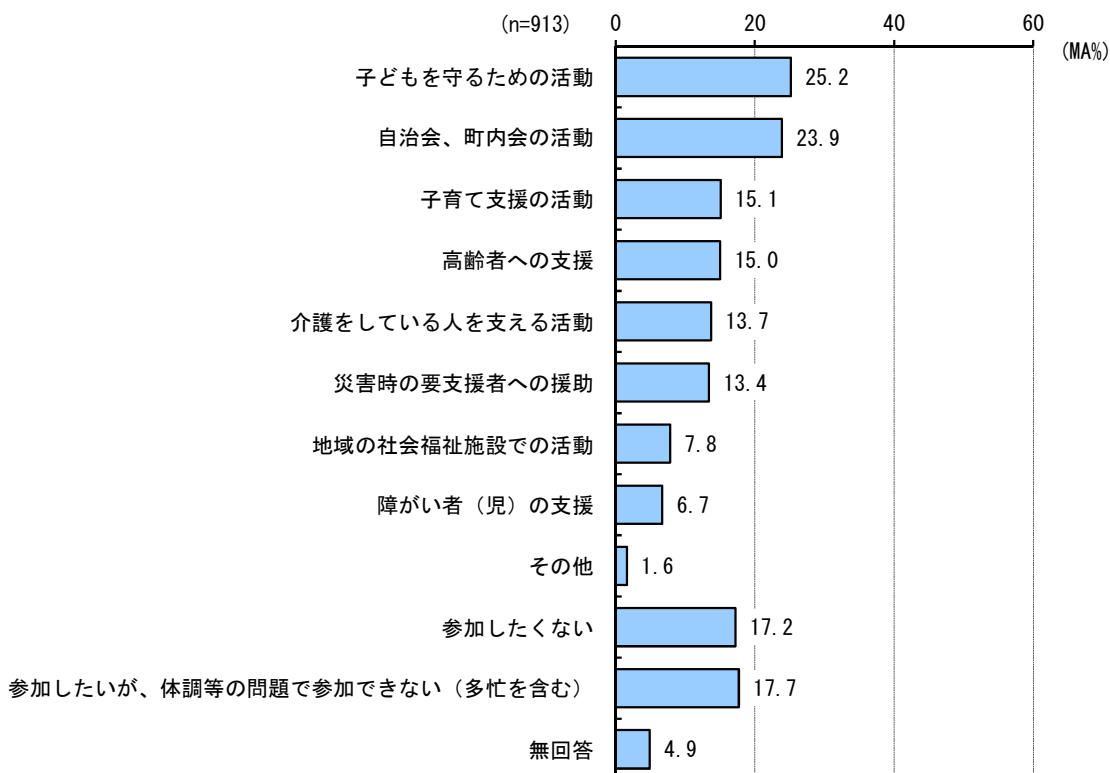


④今後参加したい福祉に関わる地域活動やボランティア活動

「子どもを守るための活動」が 25.2%で最も多く、次いで「自治会、町内会の活動」「子育て支援の活動」「高齢者への支援」となっています。

なお、20 歳代から 40 歳代の若い年代で「参加したくない」という人の比率が高くなっていることには注意が必要といえます。

【今後参加したい福祉に関わる地域活動やボランティア活動】



【今後、参加したい福祉に関わる地域活動やボランティア活動上位 4 位（年代別）】

	1 位	2 位	3 位	4 位
20 歳代 (n=124)	参加したくない 26.6%	子育て支援の活動 23.4%	子どもを守るための活動 22.6%	災害時の要支援者への援助 16.1%
30 歳代 (n=174)	子どもを守るための活動 38.5%	子育て支援の活動 24.7%	自治会、町内会の活動 21.8%	参加したくない 20.7%
40 歳代 (n=180)	子どもを守るための活動 31.7%	自治会、町内会の活動 22.8%	参加したくない 22.2%	介護をしている人を支える活動 18.3%
50 歳代 (n=124)	自治会、町内会の活動 26.6%	子どもを守るための活動 23.4%	高齢者への支援 21.8%	災害時の要支援者への援助 19.4%
60 歳代 (n=137)	自治会、町内会の活動 26.3%	子どもを守るための活動 19.7%	参加したいが、参加できない 19.0%	高齢者への支援 17.5%
70 歳以上 (n=173)	参加したいが、参加できない 37.6%	自治会、町内会の活動 31.8%	子どもを守るための活動 災害時の要支援者への援助	12.7%



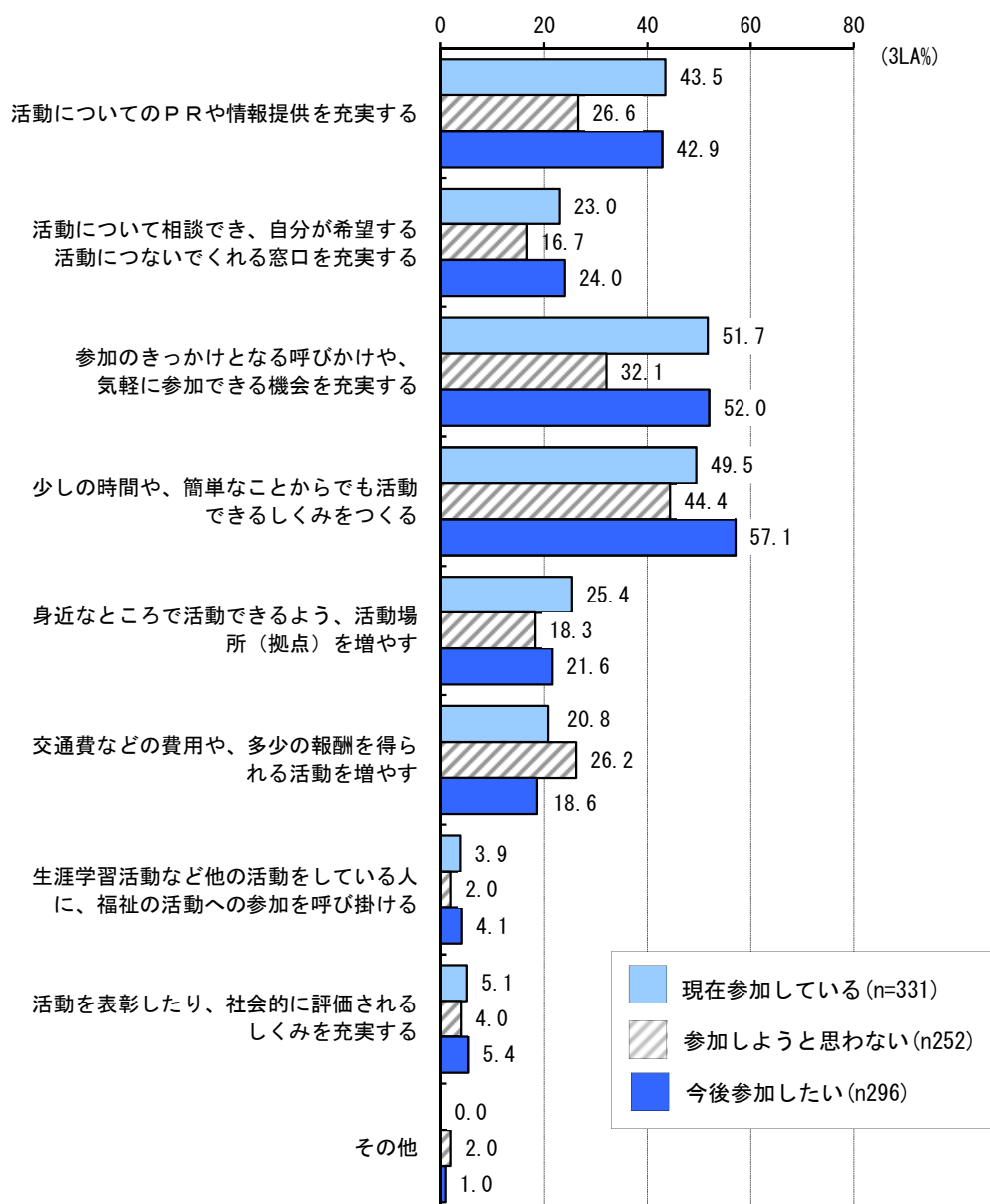


⑤市民が地域の福祉活動に参加しやすくするための支援や条件

「少しの時間や、簡単なことからでも活動できるしくみをつくる」「参加のきっかけとなる呼びかけや、気軽に参加できる機会を充実する」「活動についてのPRや情報提供を充実する」が多くなっています。

現在の活動状況別にみると、“現在参加している人”は「参加のきっかけとなる呼びかけや、気軽に参加できる機会を充実する」、 “今後参加したい人”は「少しの時間や、簡単なことからでも活動できるしくみをつくる」を重視しています。

【市民が地域の福祉活動に参加しやすくするためにあればよいと思う支援や条件】
(現在の活動状況別)





3. 関係団体等の状況とニーズ（関係団体等アンケート調査結果より）

（1）地域の福祉課題

福祉関係事業所・支援関係団体が、普段の活動を通して認識している主な地域の福祉課題は以下のとおりとなっています。

項目	地域の福祉課題
高齢者に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要でありながら、介護保険制度を利用しない人がいる。 ○ 介護保険制度や福祉サービスが、一般市民にわかりにくい。 ○ 買い物難民、粗大ごみの処分ができない、IT化についていけないなどの困りごとを抱えている高齢者がいる。 ○ 生活課題はあるが、現行の制度で対応してもらえない人がいる。 ○ 交通の便が悪く、相談場所や日中の居場所に行けない人がいる。 ○ 高齢の男性はデイサービスになかなか馴染めない。 ○ 障がい福祉サービスを利用していた人が、65歳になって介護保険に移行する際、制度の違いに戸惑う。 ○ 高齢の親が障がいのある子を介護している世帯がある。
障がい者に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい、軽度の知的障がい、精神障がい、内部障がいは、見た目で見えないため、周りから理解されていないことが多い。 ○ 住民の障がいや障がい者への理解不足。接し方がわからない人が多い。 ○ 当事者だけでなく、家族への支援が必要。 ○ 施設に通いたいのが遠い、行きにくい。（交通の便が悪い、バリアフリーがすすんでいない。） ○ 発達障がいと確定していない方や親への対応が難しい。 ○ 障がい福祉サービスを利用できていない障がい者がいる。 ○ 大きな障がいはないが、引きこもっている人がいる。 ○ 精神障がいのある方は、初対面の相談員と会うこと、相談室を訪問するのはハードルが高く、障がい者福祉相談の利用が少ない。 ○ 社会資源が少ない。（医療的ケアが必要な人を受け入れる事業所、移動支援、通所事業所、ヘルパーや世話人の不足など）
子ども・子育て家庭に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親の貧困が子どもに及ぼす影響が心配。 ○ 学校と福祉の連携が不十分。 ○ 妊娠中から出産後も、ひきこもり状態の母親がいる。 ○ 障がい児が利用できるサービスが市内に少ない。 ○ 相談窓口が一本化されておらず、適切な相談場所がわかりづらい。 ○ 親も子ども障がいを持っている場合、親は子育ての方法がわからない。 ○ 障がい児のいる家庭は近所との関わりが少なく、近所で相談できる人がいない。 ○ 子育てサークルなどに出てくる人はよいが、出てこない人への子育て情報の提供が難しい。





項目	地域の福祉課題
生活困窮者等に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労年齢であるが、ちゃんとした仕事につけておらず、収入が低い人がいる。親の年金で子どもが生活し、生活が破綻している家庭がある。 ○ ひとり親家庭が増えている。孤立化しないよう支援したいが、個人情報の問題で声をかけにくい。 ○ スマイルサポーター（地域貢献支援員）を配置しているが、周知されていない。 ○ ひきこもりの人は、周囲が心配するが、本人は気にしていないケースが多々ある。また、ひきこもり支援に関する社会資源がほとんどない。
防犯に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家が増加している。 ○ 障がいを持つ人が、意図せず加害者や被害者となることがある。警察で事情を聞かれても、理解が不十分なため、不利益を被ることもある。 ○ 出入りが自由なので、不審者の侵入を防げない。
防災に関して	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者は、実際に災害が起こった時に、自分がどうしたらよいかわからない人が多い。 ○ 防災に関してマニュアルを作って対策を立てているが、本当に対応できるか不安。 ○ 視覚障がい者や聴覚障がい者に対して、災害時に正しい情報を伝える方法が難しい。 ○ 障がい者は、状況が十分理解できないため、避難がスムーズにいかないことも考えられる。 ○ それぞれの区・自治会で対応がまちまち。すでに情報を共有し、協力体制をとっているところもあるが、遅れているところもある。

(2) 団体としてできること

福祉関係事業所・支援関係団体が、地域の福祉課題に対して、団体としてできることは以下のとおりとなっています。

項目	回答者	地域の福祉課題
高齢者に関して	福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険事業所として、相談支援やサービスを提供する。 ○ 生活上の小さな困りごとを助けるボランティア。 ○ CSWによる対応。 ○ 「涼み処」の開放。 ○ 障がいのある人によるピアカウンセリングや見守り活動。 ○ 保育園行事への参加や高齢者施設への訪問による高齢者との交流。（ただし、保育園がバリアフリーになっていないため、来園してもらえない場合がある。）



第2章 交野市の地域福祉をとりまく状況

項目	回答者	地域の福祉課題
高齢者に関して	支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通院や買い物のための移動に関する支援、高齢者やひとり暮らしの人への在宅訪問、施設訪問、サロン活動での高齢者への健康支援など、さまざまなボランティア活動。 ○ 弁当配達時の声かけ・見守り。 ○ 相談支援事業所として、各種の相談に応じる。 ○ 将来的に「ひろば」を高齢者と子育て世代の交流の場として利用。 ○ 救急車搬送等の同行。 ○ ひとり暮らしや高齢者家族の見守り、相談対応。 ○ 人権啓発・研修の実施。
障がい者に関して	福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ C S Wによる相談対応。 ○ 指定障がい福祉サービスの提供。 ○ 市民の意識を高めるための定期的な講演会の実施。
	支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や施設での行動支援、身体が不自由な方たちの介護衣料の手づくり、手話や要約筆記などのボランティア活動。 ○ 障がい者の交流の場の提供。 ○ 人権啓発・研修の実施。 ○ 障がい者運動会の手伝い。 ○ 視覚障がい者との懇談会の協力。
子ども・子育て家庭に関して	福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ デイサービスセンターの送迎中や、軽費老人ホーム入居者による子どもの見守り。 ○ P S Wなど専門職による相談。 ○ C A F Eで育児サロンの開催。 ○ 子育て相談・父母の交流で、育児ストレスの軽減・解消、孤立感の軽減。 ○ 子育てを学ぶ講座、講演会、セミナーの開催。 ○ 園庭開放による遊びの提供と、保護者の育児相談への実施。
	支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 玩具を通して未就園児と保護者のふれあい、手づくりおもちゃ、福祉教育への協力などのボランティア活動。 ○ 障がいがあるかもしれないと不安になっている保護者への相談。 ○ 知的障がいの母への相談支援。 ○ 人権啓発・研修の実施。
生活困窮者等に関して	福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮レスキュー事業で、生活総合相談や、緊急を要する場合には経済的支援を行う。 ○ 生活物品（家具、電化製品、布団、衣類など）をストックして、無料で生活困窮者に提供する。（「かぐでんネットワーク」） ○ 施設・事業所の専門員による相談対応。 ○ 必要なのに入浴できない人へ入浴場の提供。 ○ 地域開放行事時などに相談対応、電話相談、公的機関との連携。
	支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪しあわせネットワーク（社会福祉法人が取り組んでいる社会貢献事業）により、生活困窮者に寄り添い、生活の継続・再建・自立をサポートする。 ○ ひきこもりについて、医療機関や基幹相談支援センターと連携して相談に応じる。



項目	回答者	地域の福祉課題
防犯・防災に関して	事業所 福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下校時の見守りを、軽費老人ホーム入居者が実施。 ○ 「こども110番活動」を、施設、法人車両で実施。 ○ 災害時の避難所として登録。
	支援関係 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察や消防と日頃から連携をとり、適切な対応ができるよう働きかけ。 ○ 災害時に支援を行うため、要支援者に手帳を渡し、申請を勧める。 ○ 今まで把握していた人の状況確認を行い、登録していない人に、災害時避難行動要支援者名簿への登録を勧めていく。

(3) 活動上で困っていること・課題

支援関係団体・当事者団体の活動上の困りごとに関する主な意見は、以下のとおりとなっています。

回答者	活動上で困っていること・課題
支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 課題の多様化に対応できる知識を持つ必要がある。 ○ 会員の高齢化と人手不足。 ○ 活動の周知、会員数の拡大。 ○ 社会資源（サービス事業所・施設、ヘルパーなどのマンパワー等）の不足。 ○ 情報提供のありかた。（広報を見る人が少ない） ○ 他団体との連携が不十分。
当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の周知、会員数の拡大。 ○ 会員の高齢化、役員のみなり手がいない。 ○ 会員が多忙で、月1日しか活動できない。 ○ ニーズのはきちがえ。「やってあげる」「してあげる」でなく、共にすすんでいくということが理解されていない。



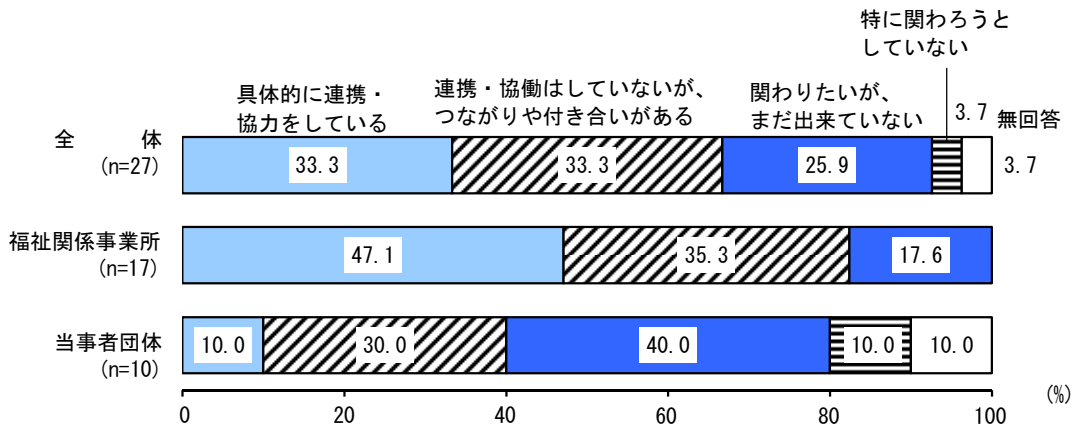


(4) 地域住民や住民組織との関わりについて

福祉関係事業所・当事者団体の地域との関わりは以下のとおりとなっています。

①地域住民や住民組織との関わりの状況

当事者団体は地域との関わりが比較的弱い状況となっています。



②今後、地域住民と連携・協働していきたいこと

回答者	今後、地域住民と連携・協働していきたいこと
福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職の集まりなので、高齢者以外のことでも相談にのれる。 ○ 孤立した人の状態を理解してもらい、見守ってもらうために、大掃除などの時に、ともに作業をしていただきたい。 ○ 次代を担う若者に福祉に関心をもってもらえるよう、法人が持っている技術を活用して講習などをして交わりをもちたい。 ○ まちづくり会議や自治会の集まりに参加し、また、施設行事に地域の方の参加していただくなどの関係づくり。 ○ 校区福祉だよりのポスティング。 ○ グループホーム世話人などに応募していただき、一緒に働いていただくことで、障がい者理解をすすめたい。 ○ 防犯、環境整備、避難・防災活動、七夕まつり、コンサート等イベント、あいさつ・声かけ運動への参加、協力。 ○ 地域が求めていることがわからないので、会合の場を設けたい。 ○ できるだけ保育園を開放して、あらゆる行事に参加していただきたい。
当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の催しへの参加、一緒に避難訓練をしたい。 ○ 地域で活躍された後は、老人会に入会してほしい。 ○ 障がいを理解していただくために、直に接する場づくり。 ○ 手話の普及。聴覚障がい者のニーズを伝えること。 ○ 民生委員児童委員等の協力を得て、地域で困っている視覚障がい者の情報がほしい。



(5) 他団体と連携してやってみたい活動

福祉関係事業所・支援関係団体・当事者団体が、今後、他団体と連携してやってみたい活動は、以下のとおりとなっています。

区分	協力してやってみたい活動
福祉関係事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産官学並びに関係機関と連携して、介護事業に携わる役職員の知識や技術を含む資質の向上を図る事業を実施したい。 ○ 地域福祉、高齢者福祉、障がい福祉などを専門に学び研究している大学生・研究者と「実践と研究」のコラボレーションをして、相乗効果を生む何かを考えていきたい。 ○ 大家さんとコラボして、集合住宅の空き屋を利用したサロンづくり。 ○ あいさつ運動、近隣清掃、施設開放など。 ○ 共通の課題を見出す会議の開催、参加。 ○ 店舗で職場実習や手伝い（フォローに事業所職員が入る）、ボランティアグループに当事者（障がい者）を体験として入れていただく。 ○ 空き家を活用してサテライトを開設、障がいの有無を問わず市民の交流スペースにして、運営は市、管理を市民と施設が共同で行う。 ○ 異なる分野、他職種の組織同士が協力してイベント、交流サロンを開催。 ○ 地域の老人会と子どもたちの交流。 ○ 楽しく子育てできるように、さまざまな職種の講師に、ボランティアとして参加していただく。
支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交野市商業連合会や地域の企業で、障がい者が職場実習をする。 ○ 地域の産業を生かした野外活動。（ぶどう狩りや芋ほりなど） ○ 共通課題の把握。
当事者団体 (障がい者団体)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患について知ってもらおう活動。例：教育委員会と協議して、生徒に向けた啓発冊子の作成。 ○ 社会福祉法人と連携して、障がい者が地域で生活できる場の確保。 ○ 店舗・企業と連携・協力して、障がい児の就労体験。 ○ 教育委員会等と協力して、小学校でキャンプ体験（野外活動ができる「かまど」の利用）。 ○ 自治会と連携して、視覚障がい者も参加する避難訓練。



(6) 市（行政）に望む連携・協力

支援関係団体や当事者団体が今後取り組みたい活動に対して、市（行政）に望む連携や協力についての主な意見は、以下のとおりとなっています。

市（行政）に望む連携・協力	
支援関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民対象のボランティア講座への支援（開催場所の提供、経費の支援等）。 ○ 障がい者のライフステージに応じた支援体制をつくるための協力。 ○ 障がい理解についての啓発活動。 ○ 活動や団体の広報、周知。
当事者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障がい者受入れのための新施設建設への協力。 ○ 市内のバス網の整備・充実。 ○ 市民啓発、講演会などの催しに行政の参加。 ○ 活動している施設の改修、又は新施設建設の助成。活動場所の提供。



4. 第2期地域福祉計画における取り組み状況

第2期交野市地域福祉計画における取り組み状況と残された課題について、第2期計画における体系ごとに整理すると、以下のとおりとなっています。

基本目標Ⅰ いつも笑顔で声かけ合える

- ごきげんさん「あいさつ・声かけ運動」は始まった当初は、あいさつするのは当たり前と言う意見も多くありましたが、5年間の取り組みにより、現在では全市を上げての取り組みとなりました。平成23年度～25年度はキャンペーンとして、市が中心となり小中学校や主な団体等に依頼して実施しました。平成26年度からは、強化週間を設定し、小学校については校区福祉委員会が中心となって取り組み、新たに商業連合会の参加により、市内商業施設でも実施するなど、それぞれの地域や団体の主体的な工夫による取り組みへと広がっています。今後は、より各地区や団体の状況に合わせた、日常的な取り組みの実施と、そこからの普段からの見守り体制の構築への展開が必要になっています。

基本目標Ⅱ 困りごとをいつでも身近で相談できる

- 相談窓口として、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援センター（3か所）と平成26年4月に開設した基幹相談支援センター、子育て世帯は地域子育て支援拠点（子育て支援センター2か所、ひろば2か所）が、地域の中で相談を受けているほか、人権と暮らしの相談課、消費生活センター、障がい福祉課、高齢介護課、健康増進課、子育て支援課、教育センターなどさまざまな相談窓口で、各種の相談に対応しています。平成26年度から、さまざまな相談窓口をゆうゆうセンターに集約したことにより、部門を超えた連携を図っているところですが、相談機能や情報提供の充実が必要です。
- 相談支援のネットワークについては、平成25年度から相談支援者とのネットワークの構築に取り組み、コミュニティソーシャルワーカーとのネットワーク会、虹色ネットワーク会議などを開催し、行政と社会福祉協議会、専門機関の連携を図りました。
- 身近な相談員である民生委員児童委員について、広報及びファミリーフェスタ（平成25年度から）において周知に努めるとともに、民生委員児童委員が地域住民からの相談に適切に対応できるよう、研修等を実施しました。
- 子育て支援ネットワークの構築に向けて、支援者活動をつなぐ交流会、地域の特性に合わせた中学校区別の地区会を社会福祉協議会と協働で実施しまし

た。相談内容が多様化してきていることから、更なる関係機関との関係強化、子育て世代への相談機関に関する情報提供、各相談事業のネットワーク化を継続的に深める必要があり、更に協力機関の拡充を図る必要があります。

- 生活困窮者自立支援法の施行を前に、平成 26 年 10 月からモデル事業を実施し、アウトリーチによる対象者の掘り起こし、関係機関とのつながりや地域の社会資源づくりに取り組み、対象者が困難な状況に陥る前に支援できるよう、情報収集するとともに対応しました。今後は、支援体制づくりや連携体制の強化が必要です。

基本目標Ⅲ お年寄りや障がいのある人などをみんなで支え合える

- ひとり親家庭への就労支援として、研修会の案内、母子父子相談、生活支援として手当・助成を実施しました。今後も自立支援の相談機能や情報提供、就労支援の充実が必要です。
- 平成 27 年 3 月に「第 3 次障がい者（児）福祉長期計画」「第 4 期障がい福祉計画」を策定しました。障がい福祉サービスについては、ニーズの増加と多様化に対して、社会資源不足、人材不足が深刻化しています。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共生する社会を実現するための支援体制づくりや提供体制の強化が必要です。
- 広報や出前講座等を通じて、高齢者等徘徊 S O S ネットワーク事業の周知を行い、平成 27 年 3 月末時点で徘徊の恐れがある事前登録者数は 108 名、協力機関は 44 事業所まで拡大しました。また、障がい福祉事業所は新たに 7 事業所の協力を得ました。今後も、迅速な対応が出来るよう事業の周知を引き続き行うとともに、鉄道会社等の民間事業所へ依頼を行う等、協力機関の拡充を図る必要があります。
- 成年後見制度について、広報や「高齢者のための保健福祉サービスのしおり」へ掲載するなど周知を図りました。また、地域包括支援センターが主担し、市民及び専門職向けの成年後見制度活用検討ガイドラインを作成しました。
- 日常生活自立支援事業について、市内の障がい福祉事業所に、研修会への参加促進や障がい者自立支援協議会定例会での事業説明会により制度の周知を図りました。今後も、障がい特性に応じた支援が行えるよう、より広く周知を図る必要があります。
- 高齢者の虐待防止について、広報、ポスター、出前講座、専門職向け研修会、認知症サポーター講座での講義等を活用して広報啓発を行うとともに、「権利擁護ハンドブック」を作成しました。必要な人に適切に制度へ繋げられるように、事業の周知を引き続き行う必要があります。

- 障がい者の虐待防止について、啓発リーフレットを作成し、さまざまな会議や催しの場を通じて周知を図っています。また、障がい者自立支援協議会の部会である権利擁護・虐待防止ネットワーク部会を隔月開催し、研修会の実施等により障がい者虐待の防止や対応について知識を深めました。関係機関の中には、障がい者虐待の通報・相談の段階で迷いがあるとの声があり、認定を行うのは市であること、疑われる場合は「直ちに通報」という通報義務の意識づけが早急に必要となっています。
- 児童虐待防止について、児童虐待防止推進月間において、関係機関と連携して児童虐待防止啓発キャンペーン活動を実施しました。また、継続的に、要保護児童対策地域協議会で児童虐待帳の管理を行い、問題を共有するとともにケース対応を行いました。今後も継続的に関係機関と連携を図り、更なる児童虐待防止のネットワークの強化を図ることが重要です。
- 人権を尊重するまちづくりについて、市民団体と連携し、12月の人権週間に合わせた街頭啓発や映画会の実施をはじめ、人権にかかわるさまざまな事業を通して、各関係機関の協力を得ながら、人権尊重の大切さについて啓発を行いました。また、市民の人権に関するさまざまな相談を受ける人権相談窓口を開設し、関係機関と連携しながらさまざまな人権問題の解決に向けての支援を行いました。

基本目標Ⅳ みんなが安心・安全に暮らせる

- 防犯活動の推進について、防犯協議会に対して支援を行うとともに、各種団体と協力して防犯活動を実施しました。また、各地区が設置する防犯カメラ設置補助を行いました。今後も引き続き、地域における防犯カメラ設置補助を実施し、地区防犯力の強化に努める必要があります。
- 自主防災組織等の充実と活動の活性化について、自主防災組織連絡協議会の開催支援、自主防災組織に対する資機材助成、自主防災組織が中心となり災害時避難所運営ができるよう防災訓練を行いました。今後、自主防災組織の組織率 100%（現在 97%）をめざすとともに、一層の地域防災力向上にむけた訓練の充実を図る必要があります。
- 災害時の要援護者への支援について、要援護者支援プランモデル事業に平成 23 年度から取り組み、3年間をかけて全市で取り組むことができました。平成 26 年度からは名称を「避難行動要支援者支援事業（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）」として実施しています。手上げ方式により「避難行動要支援者名簿」を作成しましたが、登録する必要がある人への更なる周知と呼びかけが必要です。また、要支援者等に関する情報共有、避難支援者と避難支援体制についての検討、要支援者を含めた地域における避難訓練などを実



施しましたが、それぞれの地区の実情に応じた災害時要支援者支援システムのより実効性のある構築が課題となっています。

基本目標Ⅴ あなたの力を交野に生かす

- ボランティアセンターの利用活性化、移送サービス事業の実施・充実、福祉協力校の指定、ボランティア体験プログラムを通じたボランティアセンターと施設との連携、新規ボランティアグループの立上げ、避難行動要支援者支援事業を活用した日頃の見守り体制づくり、子育て自主サークルの育成支援、ボランティアリーダーや、シニアボランティアとして運転ボランティア、ゲートキーパー、元気アップメイト等の養成、障がい者・市民グループによる自発的活動支援事業への助成などを行い、ボランティアネットワークが形成され、助け合える関係が構築されました。今後も、さらに充実に努める必要があります。



5. 第3期地域福祉計画における主要課題の整理

国や社会の動向、交野市の現状、市民アンケート調査及び関係団体アンケート調査の結果、第2期計画の取り組み状況及び社会福祉協議会が実施した地域懇談会等を踏まえ、第3期計画における基本課題を整理すると、以下のとおりです。

(1) 活動の担い手が高齢化・固定化しています。担い手の確保・育成が急務です。

交野市の高齢化率は、平成27年6月現在で25.8%と大阪府平均程度ですが、今後、少子化が一層進むとともに、後期高齢者の増加が見込まれており、これに伴い、ひとり暮らし高齢者の増加や、日常的な生活支援及び介護ニーズが高まることが明らかです。

一方、関係団体アンケートや地域懇談会によると、多くの団体が担い手の高齢化・固定化、新たな担い手の確保に頭を痛めています。

住民の地域福祉への理解を深め、新たな担い手を確保し、地域の福祉力を高めていくことが喫緊の課題となっています。

(2) 近隣関係の希薄化、自治会加入率の低下がすすんでいます。地域のつながりを強め、コミュニティの再生を図る必要があります。

核家族化や都市化が進展し、個人生活やプライバシーを大事にするようになってくるとともに、地域での人と人のつながりが少なくなっています。家族のつながりも弱くなり、さらに仕事でのつながりも変化し、孤立に苦しむ人も増えています。

地域懇談会によると、近所づきあいの希薄化、地域活動の根幹をなす組織である自治会加入率の低下、新住民と旧住民間の関係の薄さなどの課題が挙げられています。

地域における支え合い・助け合いを行うために、その基盤として、地域のつながりを強め、コミュニティの再生を図る必要があります。



(3) さまざまな生活課題や問題が起きています。日常的な地域支援と、深刻化する前に適切な窓口・機関につながる仕組みづくりが必要です。

高齢化やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、家事や力仕事などの日常生活のちょっとしたことを手助けしてもらいたいと思う人は多くいますが、困っているのに支えてくれる人が見つけられない人も増えてきていると予測されます。

さらに、高齢者や子ども、障がい者などの立場の弱い人たちへの虐待や、誰にも気づかれずに亡くなる孤立死、幅広い年齢層のひきこもり、生活困窮世帯、空き家の増加、ゴミ屋敷などの問題も起こっています。

こうした状況に対応していくために、ちょっとした困りごとに手助けしあえる近隣関係を築くとともに、地域における日常的な見守り活動や、気軽に身近で相談できる仕組みを充実していく必要があります。

また、地域だけで解決の糸口がみつけれない深刻な課題については、地域が課題をいち早く見つけ、深刻化しないうちに専門機関等につなげ、地域と専門機関が協働して問題解決を図る仕組みをつくる必要があります。

(4) 地域福祉活動団体はさまざまな活動上の課題を抱えています。活動を活発にするために、情報共有、活動場所、活動の認知度の向上が必要です。

共助をすすめる上で、民生委員児童委員協議会、校区福祉委員会、ボランティア団体等は、非常に大きな役割を担っています。

ところが、関係団体アンケートや地域懇談会によると、「認知症高齢者や障がい者がどこにいるかわからない」「子どもがいる家庭の状況がわからない」と回答しています。また、「何かしてあげたくても、個人情報の問題で深くかかわれない」という声もあり、要介護者、認知症者、障がい者など特に見守りが必要な方の所在や状況がわからないことが、地域での日常的な支援活動を困難にしている場合があります。情報共有のルールづくりを前提として、支援する団体等に支援が必要な人や地域情報の提供が求められます。

さらに、活動上の困りごととして、団体や活動の認知度の低さ、活動場所を挙げている団体も複数みられます。地域福祉の貴重な担い手として、地域活動団体の活動の活性化を図るため、団体間の連携を図り、情報を共有するとともに、各団体が抱えている課題の解決に向けて支援していく必要があります。



(5) 大規模災害に対する備えが十分ではありません。いざという時に誰もが安全に避難できるためには、普段からの取り組みが重要です。

関係団体アンケートや地域懇談会によると、交野市はこれまで自然災害が少ない地域であったため、災害に対する危機感が少ないことが指摘されています。

全国的に地震や豪雨などの大規模な自然災害が頻発する中、誰しも「災害時には助け合う」という気持ちは持っていますが、普段から近所の人々の状況を把握し、また、避難訓練などを通して、住民同士がどのように助け合うのかを話し合い、地域で取り決めをしておく必要があります。

また、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者については、その人の特性に応じた避難誘導や支援の仕方などを事前に把握しておく必要があり、普段からの関わりがなければ、いざという時になかなか対応が難しいものです。

誰もが安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の作成、情報の共有、要支援者と避難支援者のマッチング、地域ごとの防災マップの作成、要支援者も含めた避難訓練、福祉施設との連携など、普段からの取り組みを早急にすすめる必要があります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人など、さまざまな人が生活しています。それらの人々が抱える生活課題は、複雑・多様化しており、地域が「わ（和・輪）」となり、相互に支え合える地域づくりが求められています。

本計画では、地域に住むさまざまな人や組織、関係団体、事業所などと行政が協働して、地域全体が、互いにかかわりあって、助け合い、自分らしくのびのびと暮らし、しあわせを実感できる福祉のまちづくりをめざし、以下のように基本理念を定めます。

【基本理念】

かかわりあって **た**すけあい **の**びのび **し**あわせのまちづくり

～みんなで助け合える地域社会の実現をめざして～



2. 基本目標

計画の基本理念「かかわりあって、たすけあい、のびのび、しあわせのまちづくり」の実現をめざすために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域のつながりをつくる

地域の問題の発見、地域での見守り、災害時の避難行動要支援者の支援などの地域福祉をすすめていくためには、その基盤として住民同士が日常的に交流し、つながりがあることが基本です。

住民が、地域とつながることの喜びを感じ、地域とつながることさまざまな生活課題を発見できる仕組みづくりをめざします。

基本目標2 ふだんの暮らしを地域で支え合う

家庭や地域が抱える問題は複雑・多様化しています。これまでの見守り活動や公的制度から外れる人も増加し、社会的に孤立する人も増加しています。

地域の人々が、互いにちょっとした変化・異変に気づき、予防的にかかわることや気軽に「助けて」といえる関係づくりをすすめることが大切です。地域住民と専門職がつながり、課題が深刻化する前に発見し、支え合えるための重層的な地域福祉のセーフティネットの構築をめざします。

基本目標3 安全・安心な地域をつくる

誰もが安全で快適に暮らせる地域環境は、地域福祉の仕組みづくりや取り組みを効果的にすすめていくうえでの基盤としても、重要な役割を担っています。

弱い立場に置かれがちな人なども安心して暮らせるよう、地域福祉の視点から福祉のまちづくりを推進し、安全・安心な地域づくりをめざします。

基本目標4 地域福祉の担い手をつくる

地域福祉の考え方は、すべての住民が福祉の担い手であり、同時に受け手でもあるという、「お互いさま」の精神の上に成り立っています。

学習や地域活動への参加促進をはじめとする取り組みにより、地域福祉の担い手や、活動の中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をめざします。



3. 基本的な視点

近年、生活課題が多様化・複雑化する中で、行政サービスだけでは十分な対応ができない状況が想定されます。本計画は、「自助」「共助」「公助」の役割分担と相互の連携によって取り組んでいきます。

多面的・重層的なセーフティネットの構築や、災害時に被害を最小限に抑えるための備え等には、「自助」・「共助」・「公助」がそれぞれ有効に機能し、連携することが大切です。

自助…個人や家族による自助努力

日常生活の中のさまざまな課題に対して、個人の意思と行動や、家族の支え合いによって主体的に解決を図ることを「自助」といいます。また、自分の努力のみで解決出来ない課題等についても、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に情報や支援を求めることも「自助」の一環です。

計画では、一人ひとりがより「自助」に取り組みやすいような環境整備に努めます。

共助…地域住民同士・団体による支え合い

「自助」では解決できない課題に対して、近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体等による、支え合い・助け合いで解決を図ることを「共助」といい、見守り活動や災害時の避難支援をはじめ、地域福祉においては中心的な取り組みになります。

「共助」をすすめていくには、地域で暮らす誰もが福祉の受け手であると同時に、担い手でもあることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことが大切です。計画では、「共助」の活動が、より活発に広がるように努めます。

公助…行政等が行うサービスや支援

行政や公的機関が提供するサービスや支援を「公助」といいます。自助や共助だけでは解決できない大きな生活課題に対応し、地域福祉を推進するための社会全体の基盤づくりを行うことも「公助」となります。

法律に基づく制度や、広域的な対応が必要な「公助」に加え、「自助」や「共助」での対応がより適切な課題については、地域主体での活動で支え合うといった役割分担が重要になってきます。

注記：本計画では、医療や年金、介護保険など制度化された相互扶助は「公助」として扱います。



4. 重点的な取り組み

複数の基本方針を横断する取り組みとして、かつ、市と社会福祉協議会・地域等が協働し、全市的にすすめる施策との位置づけから、次の3項目を重点的な取り組みとします。

重点的な取り組み 1 全市的な見守り&セーフティネットの構築

あいさつ・声かけ運動の次のステップとして、見守りをはじめとした安否確認、異変の気づき、徘徊の発見、子どもの安全確保などの取り組みに展開できるよう、各校区や団体・機関等の協力により、全市的・重層的なセーフティネットを構築します。

そのため、各小地域や校区での見守り活動の体制づくりについての検討会議等を開催し、実践的な事例検討や、各相談・支援機関とのスムーズな連携関係を築きます。

また、さまざまな店舗や民間事業者など、より新たな機関・社会資源の巻き込みによって、見守り力の拡大を図り、「生活支援」も視野に入れた支え合いの仕組みづくりを目指します。

これらの取り組みにより、どんな時でも安心して暮らせるまちづくりを、地域みんなの参加・協力により実現します。

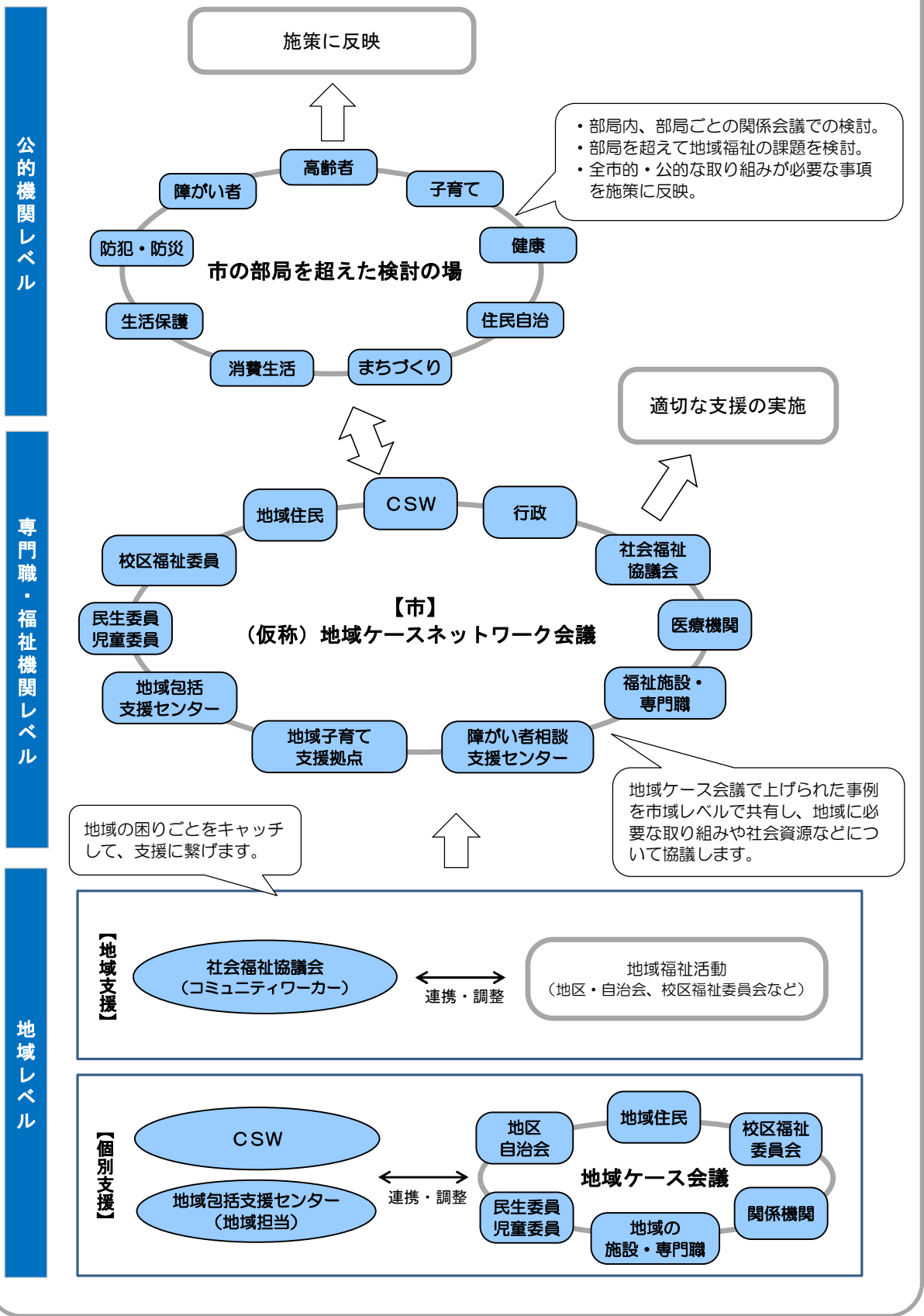
重点的な取り組み 2 分野を超えた、地域福祉ネットワークの創設

複雑・多様化する地域課題に対応し、その解決を図るため、縦割り・分野別を超えた、「オール交野の地域福祉ネットワーク」を創設します。

具体的には、「地域レベル」、「専門職・福祉機関レベル」、「公的機関レベル」の共助・公助の各層と、公的機関同士の所管分野の縦割りを超えた、地域福祉の課題を検討するネットワークを構築し、地域で起っている身近な諸問題（生活困窮・虐待・いじめ等）や課題等を「地域ケース会議」で把握し、専門職・福祉機関も参加する「(仮称)地域ケースネットワーク会議」にて専門的な視点で検討を加え、市の関係部署も交えた会議の場で、全市的・公的に取り組みが必要なものを施策に反映させることにより、官民協働の包括的な取り組みで問題解決を図ります。



地域福祉のネットワークのイメージ



重点的な取り組み 3

「おりひめ支え愛プロジェクト」のさらなる推進

平成 26 年度からスタートした、災害時の避難行動要支援者支援事業である「おりひめ支え愛プロジェクト」については、要支援者の名簿作成が全地区で一定の整備がすすみました。

次の段階として、名簿の定期的な更新作業や、避難支援者の確保、避難訓練の実施、避難マップづくりなどの具体的な取り組みを通じて、さまざまな想定外の事態が起こりうる災害の際にもしっかりと対応できるよう、地域の特性に応じたより実践的な取り組みをすすめます。

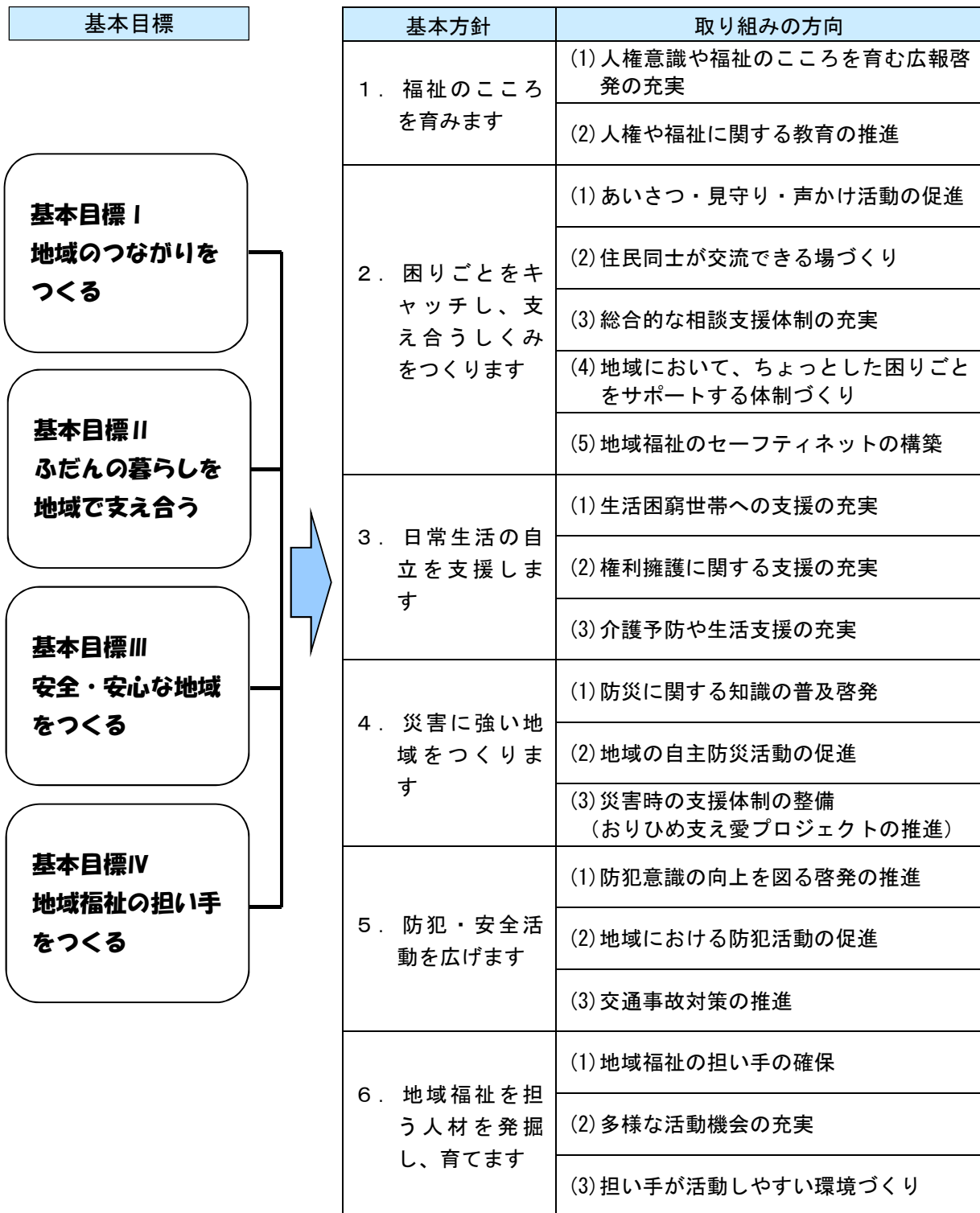
また、災害時のみならず、日常の見守り等の取り組みにも要支援者・支援者名簿の活用を図り、普段からのつながりを強化することによって、平常時からいざという時の緊急時まで、どんな時でも安心・安全の支え合いが発揮できるまちづくりを目指します。





5. 第3期地域福祉計画の体系

第3期計画では、4つの基本目標の実現に向けて、以下の6つの基本方針に基づき、市民、地域（関係団体、事業者、施設等を含む）、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら取り組みを推進していくこととします。



第4章 目標達成に向けた取り組みの推進

基本方針1. 福祉のこころを育みます

■現状と課題

地域には、認知症、障がいや病気、虐待、DV、生活困窮など地域の中でさまざまな困難を抱えている人、さらに、外国人や感染症患者、性的少数者（セクシャルマイノリティ）、過ちから立ち直り社会的更生に取り組む人など、さまざまな社会的少数者や生きづらさを抱えている人がいます。

地域福祉を推進していく上で最も大切なことは、これらの人々も含めて、一人ひとりの個性や人権を守り、地域みんなが理解し、支え合う意識を持つことです。

そして、住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と地域活動への関心を持ち、「誰もが支援の受け手にも、担い手にもなること」や「一人ひとりの“困りごと”を地域の課題として、地域で力を合わせて解決していくこと」を理解していることです。

ところが、少子高齢化や核家族化に加えて生活が多様化する中で、人と人とのふれあいを通してお互いをいたわり合う心を育む機会が少なくなってきました。また、関係団体からは、支援を必要とする人たちや社会的少数者（マイノリティ）への理解がまだ十分でないという声もあがっています。さらに、「福祉は、行政が行うもの、一部の人が行うもの」と考える市民が少なくありません。

今後も、子どもの頃から、さまざまなふれあいや、地域活動・福祉活動などの体験、教育・学習を通して、人権意識と福祉のこころを育むとともに、「地域福祉」の必要性への理解をすすめる必要があります。

めざすべき姿

- さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識が定着しています。
- お互いに理解し、思いやりのこころを持つ人が増えています。
- 「地域福祉」の大切さを理解する人が増えています。



■市の役割

(1) 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実

- 人権意識を啓発する講座や懇談会を開催します。
- 誰もが福祉を身近に感じ、理解を深められるよう、公開講座やイベントを関係機関や団体と連携して開催します。
- 地域の高齢者や障がい者施設との交流機会の拡充を図り、交流を通して理解の促進を図ります。
- 障がいや認知症、難病等について、市民が正しい知識を身につけるための情報を発信します。
- 障がいやさまざまな困難を抱える人に対する偏見や差別の解消に向けて、市民の関心と理解を深めます。

(2) 人権や福祉に関する学習・教育の推進

- さまざまな機会において人権教育を推進します。
- 認知症や障がいのある人に対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。
- 地域における福祉体験学習の機会を提供します。

■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○ 保護者は、幼いころから思いやりの心を育むように努めます。 ○ 積極的に福祉講座等に参加し、福祉への理解を深めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の方や、障がい者への理解を深めるための勉強会などを開催します。 ○ 地域の行事等に認知症の方、障がいのある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して、高齢者、障がいのある人等が地域でともに暮らしていくための理解の促進を図ります。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域において福祉体験や認知症サポーター養成講座などの機会を提供し、助け合いの意識を育みます。





障害者差別解消法が平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。

障害者差別解消法は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して制定され、「不当な差別的取扱い」だけでなく「合理的配慮をしないこと」も差別であるとしています。

取り組み紹介

社会福祉施設との協働による勉強会・体験学習

社会福祉施設は、専門知識や技術を活かして、地域住民を対象に介護や福祉に関する勉強会や体験学習を行っています。



▲施設で地域を対象とした介護の勉強会を開催しています。



▲施設の介護職員が学校に出向いて、生徒を対象に車いす体験などを行っています。

取り組み紹介

認知症サポーター養成講座

社会福祉協議会は、小学校や施設等と連携して、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい知識や、つきあい方についての学習をすすめています。



▲小学校での認知症サポーター養成講座



▲福祉施設での認知症サポーター養成講座





基本方針2. 困りごとをキャッチし、 支え合うしくみをつくります

■現状と課題

地域住民が抱える生活課題は、高齢者福祉（介護）、障がい福祉、精神保健、子育て等複数の分野にまたがっている場合が多くあります。また、周囲との関係を拒み孤立している、経済的に困窮している、制度はあるけれども利用を拒否している、困りごとを自身や家族で抱え込んでいる等、複雑化しています。

複雑・多様化する生活福祉課題は重度化する可能性も高いため、速やかに、また適切に対応することが求められます。そのためには、地域のつながりを強め、日常的な見守りや近所づきあいを通して、お互いのちょっとした変化・異変に気づき、地域ぐるみで支援する必要があります。

また、生活課題は、ちょっとした手助けで解決する困りごとから、専門的な関与が必要な困難事例まで多様です。地域だけでは解決の糸口が見つけられない場合は、行政や複数の機関、各分野の専門職が連携し、課題解決に向けた協働体制を組んで支援にあたる必要があります。

ますます複雑・多様化する地域の生活課題に対応するため、地域住民が困りごとを早期に発見し、協力して支援する地域の体制づくりとともに、住民・団体・専門職・行政が一体となり、困りごとを抱えている人を総合的・包括的に支援できる体制づくりが必要です。



めざすべき姿

- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、必要な支援につなげています。
- 同じ地域に住む住民が互いに協力し合って、生活上のちょっとした困りごとを支援する体制ができています。
- 地域と専門職、福祉施設、関係団体、社会福祉協議会、行政等が連携・協働して、住民が抱える課題の深刻化を防ぐ取り組みがすすんでいます。



■市の役割

(1) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進

- 「あいさつ・声かけ」運動の普及啓発を行います。
- 孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。
- 民生委員児童委員や校区福祉委員会、自治会等が行うあいさつ・見守り・声かけ活動の充実を支援します。

(2) 住民同士が交流できる場づくり

- 孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実施を支援します。
- 保育園の園庭解放や学校関連施設（空き教室等）など、公共施設の地区への場の開放を検討します。
- 多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。

(3) 総合的な相談支援体制の充実

- わかりやすく活用しやすい相談窓口一覧を作成します。
- 地域に気軽に相談できる人や場所などができるよう支援します。
- ゆうゆうセンターに相談窓口を設置し、受けた相談について、必要に応じて各種専門機関を紹介し、必要な支援が行われるようにします。

(4) 地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり

- 地域住民相互のたすけあい活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを支援します。

(5) 地域福祉のセーフティネットの構築

- 地域住民、福祉施設、社会福祉協議会ほか、地域の福祉資源と連携して、問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。
- 困難につながる可能性がある事例について、あらゆる機会を通じて情報を収集し、対応に努めます。
- さまざまな関係・専門機関が集まる会議を定期的に行い、情報を共有します。



■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動や地域の交流活動に積極的に参加します。 ○ 各種相談窓口や地域の民生委員児童委員を知り、困った時には相談します。 ○ いざという時に「ちょっと助けて」と言える近隣関係を、普段から築きます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の関係者が連携して、あいさつ・見守り・声かけ活動や地域イベント、サロン活動などの住民が交流できる機会や場づくりを充実し、地域のつながりを強めます。 ○ さまざまな活動や行事を通して、住民の変化や異変に気づき、適切な支援への橋渡しをします。 ○ 生活上の小さな困りごとを助ける活動を展開します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動、サロン活動や地域行事の充実を支援します。 ○ 福祉なんでも相談会や出前講座、啓発物の配布等により相談窓口の周知を図り、住民が相談しやすい関係づくりに努めます。 ○ 地域住民と地域福祉に関係するさまざまな団体の顔のつながをし、生活課題を早期発見・早期対応できる仕組みづくりをすすめます。

取り組み紹介

あいさつ・声かけ運動

各地域において、小中学校と地域が協力して、あいさつ・声かけ運動を展開しています。



基本方針 3. 日常生活の自立を支援します

■現状と課題

認知症や障がいのある人、生活に困窮している人なども、誰もが住み慣れた地域で心豊かに自立した生活ができる地域社会が求められています。

生活困窮に陥る背景には、単に経済的困窮だけでなく、介護や疾病、子育て、社会的孤立など、さまざまな要因があります。従来の福祉制度では、いわゆる制度の狭間に置かれてきた人々も多く、生活困窮者の状況や抱える課題が埋もれているのが現状です。本市においては、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、今後、さらに生活困窮者の課題やニーズを把握し、地域福祉の観点から、対策を充実していく必要があります。

また、世帯の小規模化により家族力が低下し、ひとり暮らし高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺、障がい者などへの財産搾取、子育てや介護における深刻な虐待などの権利侵害がおこっています。

本市では、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「障がい者（児）福祉長期計画」等の各種計画に基づき支援体制の整備に努めてきましたが、高齢者・障がい者等の権利擁護の取り組みを更にすすめるとともに、認知症やひとり暮らし高齢者、障がい者等が、住み慣れた地域で自立した生活を送り続けることを支援する仕組みを充実していく必要があります。

さらに、地域で自立した生活を送るためには、健康で生きがいをもって暮らすことが重要です。地域の中で健康づくりや生きがいづくりに取り組むことで、介護が必要になることを予防したり、課題が深刻化する前に支援につなげることができます。誰もが地域の主人公として、健康で生きがいのある生活を送れるよう、一人ひとりが心がけるとともに、地域で支え合いながら健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいく必要があります。

めざすべき姿

- ▶ 制度の狭間の課題に、みんなで協力して取り組んでいます。
- ▶ さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっていきます。
- ▶ 地域ぐるみで、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。



■市の役割

(1) 生活困窮者への支援の充実

- 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。
- 生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うと共に、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関のネットワークをつくります。
- 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、幅広い関係機関との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。

(2) 権利擁護に関する支援の充実

- 児童や高齢者、障がい者に対する虐待、DVなど、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業等について、周知・啓発を行い、利用促進を図ります。

(3) 介護予防や生活支援の充実

- リーダーの養成等を行い、地域での主体的な健康づくり活動を支援します。
- 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防施策の推進や高齢者も含めた生活支援の取り組みを検討します。

■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口にご相談します。 ○ 健康づくりや生きがいをづくりの活動に、積極的に参加します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけます。 ○ 元気アップ教室などの健康づくりやサロン活動などの生きがいをづくりへの参加者の拡大を図ります。 ○ 日常的な見守りを行い、高齢者や児童に対する虐待やDVを早期発見し、適切な機関につなぎます。 ○ 支援団体や社会福祉施設は、個々の専門性や特徴を活かして、高齢者・障がい者・生活困窮者等を支援する活動を行います。

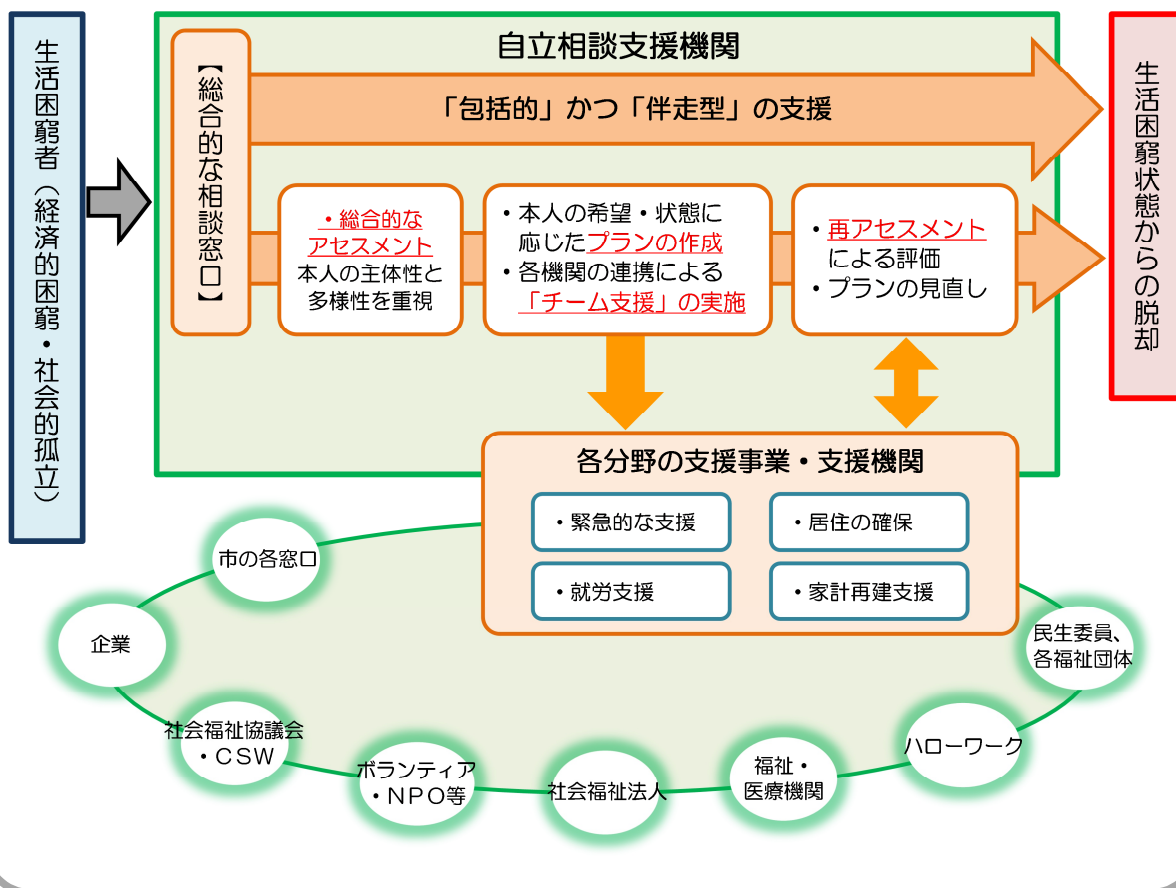




<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援事業を、関係団体、事業者と連携して実施します。 ○ 啓発活動や研修会の開催等により、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待防止に努めます。 ○ 相談業務において、必要に応じ成年後見制度の利用へとつなぎます。 ○ 社会福祉協議会事業として、高齢者・障がい者の在宅福祉サービスや介護予防事業を充実します。
----------------	---

取り組み紹介

交野市の生活困窮者自立支援事業実施体制





基本方針 4. 災害に強い地域をつくります

■現状と課題

「東日本大震災記録集」(消防庁)によると、東日本大震災では、犠牲者の6割弱を65歳以上の高齢者が占め、障がい者の犠牲者の割合についても、健常者と比較して2倍程度に上ったと推計されています。ここ数年、多発する局地的な豪雨や土砂災害等においても、こうした被災傾向が共通してみられます。一方で、内閣府防災情報ページによると、阪神・淡路大震災では約8割の人が、家族や近隣の力によって救出されたという報告があります。高齢者や障がい者は、自力で避難行動をとることが困難なケースも多く、こうした避難行動要支援者に対する支援の強化が急務です。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災では、高齢者や障がい者(児)、授乳期の子育て親子などが避難所の環境に対応できないといった問題も生じました。さらに、過酷な避難所生活を強いられ、亡くなったり体調を崩したりする高齢者等が多く出たことから、被災後の生活支援体制づくりも求められています。

本市では、平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、平成27年4月に「地域防災計画」を改定するとともに、現在、「おりひめ支え愛プロジェクト」(避難行動要支援者支援事業)を展開し、すべての地域で、地区・自治会、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者名簿の作成や安否確認・避難所への避難誘導等の体制づくりに取り組んでいます。しかし、現状では、要支援者情報の収集は十分とはいえません。また、交野市はこれまで自然災害が少なかった影響で、危機意識が低いことが関係団体アンケート調査や地域懇談会で指摘されており、自主防災組織活動や防災訓練などの取り組みも、地域によって温度差がみられます。

近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震など大規模災害に備え、防災に関する一人ひとりの意識を高めるとともに、平常時から、地域において避難支援の体制づくりに取り組み、地域の自主防災・減災力を強めておく必要があります。



めざすべき姿

- 市民一人ひとりの防災意識や地域の防災力が高まっています。
- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。





■市の役割

(1) 防災に関する知識の普及啓発

- 防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。
- 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供していきます。
- 平成27年3月に策定した「交野市地域防災計画」の普及啓発を図ります。

(2) 地域の自主防災活動の促進

- 自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。
- 各地区が設置している自主防災組織と情報共有のため、連絡協議会を開催します。

(3) 災害時の支援体制の整備（おりひめ支え愛プロジェクトの推進）

- 災害時にすべての人に必要な情報が適切に届くよう、配慮した情報発信に努めます。
- おりひめ支え愛プロジェクトを周知し、避難行動要支援者登録数の拡充を図るとともに、災害時には関係機関へ情報提供をします。
- 地域において避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みがすすむよう、支援します。
- 福祉避難所の開設（指定）・設備・運営等の検討を行います。

■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えます。 ○ 地域での防災訓練等に積極的に参加します。 ○ 災害時に支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練、避難所運営訓練、防災に関する学習・啓発を行い、地域の防災力・減災力を高めます。 ○ 対象者に避難行動要支援者名簿への登録を呼び掛けるとともに、地域において、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での勉強会や研修会の開催など、地域の防災力を高めるための支援を行います。 ○ 災害時に住民と福祉施設等が連携できるネットワーク構築を目指し、日頃からの関係づくりを支援します。 ○ 災害ボランティアを育成します。



 **取り組み紹介**

おりひめ支え愛プロジェクト（避難行動要支援者支援事業）

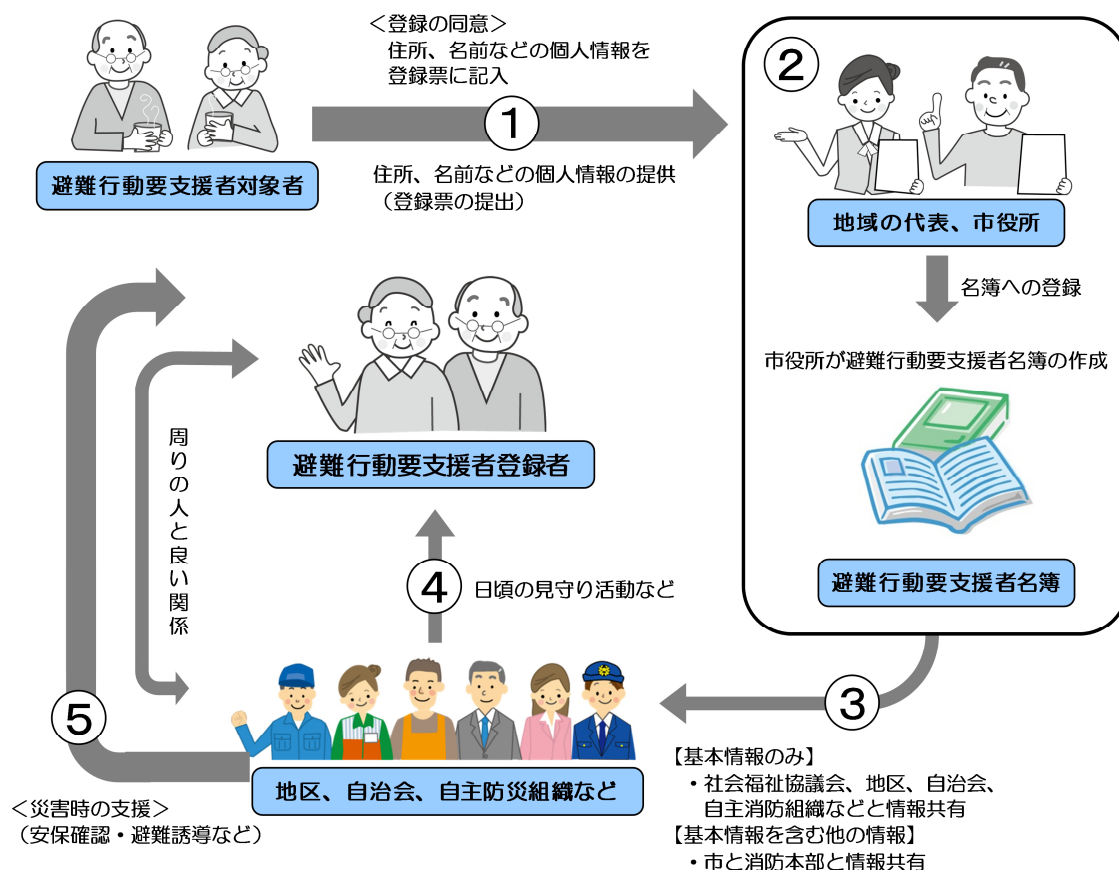
避難行動要支援者（移動が困難な方）が災害時や緊急時に孤立することを防ぐため、地域で普段の声かけや見守り活動とともに、災害時の避難支援に向けた体制づくりを行う「おりひめ支え愛プロジェクト」を全地区ですすめています。



◆おりひめ支え愛プロジェクトの対象となるのは？

ひとりで移動の困難な方	身体障害者手帳（1・2級）の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方、療育手帳Aの方、在宅で介護保険の要介護（3～5）の方
高齢の方	65歳以上で単身の方、75歳以上の高齢世帯の方
災害時や緊急時に不安をお持ちの方	例：妊婦、乳幼児を抱えた方、上記以外の高齢者世帯、特定疾患の方、障がいのある方、介護保険の要介護（1・2）の方、要支援（1・2）の方などで、災害時の避難に不安のある方

【おりひめ支え愛プロジェクトの流れ】





基本方針 5. 防犯・安全活動を広げます

■現状と課題

本市の平成 26 年の刑法犯認知件数は 812 件（「犯罪統計」大阪府警察）で、自転車・オートバイ盗難、車上ねらいが多いものの、わいせつ、傷害、詐欺なども増加してきています。地域懇談会では、ひったくり、振り込め詐欺などの被害があったことが報告されるなど、市民の不安感が高まっています。

防犯に関しては、地区・自治会、校区福祉委員会、関係団体、社会福祉協議会、行政が連携して消費者相談、子どもの安全見守り隊、こども 110 番、動くこども 110 番、不審者情報のメール発信など、各種の取り組みを行っています。今後、犯罪を防ぎ、治安を向上させるため、警察や防犯団体等との連携を密にして、市民の防犯意識を一層高め、安心して暮らしやすい地域づくりが求められています。

また、本市の平成 26 年の交通事故件数は 309 件（大阪府警察）と比較的少ない状況ですが、地域懇談会では、道幅が狭い生活道路が多いことから、子どもや高齢者の交通事故を心配する声があがっており、複数の地区で、自動車や自転車運転マナーが悪いことが地域課題としてあげられています。

高齢者、障がい者、子ども等に対しての犯罪や交通事故を防ぐため、各自の理解や対応能力を高めるとともに、地域ぐるみで見守りを行うことで、安全・安心なまちづくりをすすめる必要があります。



めざすべき姿

- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。
- 子どもや高齢者自身が、犯罪や交通事故に対する知識や対応能力を身につけています。





■市の役割

(1) 防犯意識の向上を図るための啓発の推進

- 警察や関係団体と連携して、防犯キャンペーン等による啓発や防犯教室を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 高齢者等が消費者被害などにあわないよう、関係機関等と連携して、消費者被害防止の啓発活動を推進します。

(2) 地域における防犯活動の促進

- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、「こども110番」「動くこども110番」「子どもの安全見守りパトロール」などの活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取り組みを推進します。
- 犯罪に対する注意を喚起する掲示や防犯カメラ、LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。

(3) 交通事故対策の推進

- 学校や地域において、警察や関係団体等と連携して交通安全教室を開催し、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の交通ルールとマナーの習得を図ります。
- 地域や民間団体の主体的な取り組みや活動を支援します。

■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出時の隣近所への声かけ、防犯ブザーの携帯など防犯意識を高めます。 ○ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において防犯・交通安全教室を実施します。 ○ 学校と連携して、登下校の子どもの見守りを行います。 ○ 日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者等に犯罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行うなどにより、犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での見守り・防犯活動や啓発活動を支援します。





基本方針6. 地域福祉を担う人材を発掘し、育てます

■現状と課題

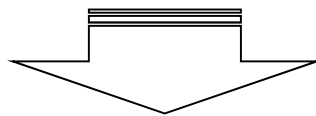
市は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアセンターの利用活性化、新規ボランティアグループの立上げ、日頃の見守り体制づくり、子育て自主サークルの育成支援、運転ボランティア、ゲートキーパー、元気アップメイト等の養成、障がい者・市民グループによる自発的活動支援事業への助成、校区福祉委員会や民生委員児童委員活動への支援などを行い、地域福祉を担う団体やボランティアのネットワーク形成に努めてきました。

その結果、地域において活発に活動が展開されていますが、関係団体アンケート調査結果や地域懇談会によると、多くの地域住民にこれらの活動が広がらず、一部の地域リーダーやボランティアの活動負担が重くなっていることや、活動の担い手の高齢化など、人材不足が深刻な問題となっています。

しかしながら、市民アンケート調査では、住民の地域活動やボランティア活動への参加意欲は高いという結果が出ています。地域における人材発掘・育成をすすめるためには、身近な地域でどのような活動が展開されているのかを伝える仕組みを充実・強化していく必要があります。

また、今後、幅広い住民の参加をすすめていくためには、気軽にちょっとしたことから参加できる仕組み、活発な趣味グループの活動を地域福祉活動に結びつけていくような企画や仕掛け、社会の中で大きな比重を占める団塊の世代などの元気な高齢者や、若い世代が地域福祉の担い手として活躍できる場の創出が必要です。

地域の福祉課題が複雑・多様化する中で、課題解決に向けた取り組みを一層すすめていくためには、担い手にも多様性が求められます。地域の力に加えて事業所、大学等との協働をすすめることも必要です。



めざすべき姿

- 福祉活動に参加する体制が整い、多くのボランティアが活躍しています。
- 住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 福祉活動に参加する人たちがスキルアップするための体制があります。





■市の役割

(1) 地域福祉の担い手の確保

- 新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。
- 地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。
- 商店、企業などの事業所の地域福祉活動への参画・参加を促進します。
- 社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。

(2) 多様な活動機会の充実

- 市の事業の中で、ボランティア活動の機会・場をつくります。

(3) 担い手が活動しやすい環境づくり

- 既存の公共施設の活用と新たな地域資源の発掘により、活動拠点の確保を支援します。
- 地域団体やボランティア団体が自主財源を確保できるよう、必要な情報提供等を行います。
- 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、日常的な見守り活動等に必要な個人情報提供や共有のあり方についてのルールづくりを検討します。

■みんなの役割

主体	役割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講座などに参加し、地域での福祉活動やボランティア活動などについて関心を深めます。 ○ 地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動やボランティア活動への参加を積極的に呼び掛けます。 ○ 若い世代、定年退職者、元気な高齢者などが地域と関わる機会を創出し、地域の福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。 ○ 活動の担い手を拡大するため、気軽に参加でき、負担がかからない活動メニューを検討し、実施します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域での福祉教育を推進し、地域福祉を担う人材を育成します。 ○ ボランティア活動をけん引するボランティアアドバイザーやボランティアリーダーなど、多様な担い手の育成を図ります。 ○ 地域福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加し、情報交換がで





きる場として、ボランティアサロンを充実し、活動のきっかけづくりを行います。

○ 活動拠点や多様な世代が活動に参加できる機会等を充実し、ボランティアが活動しやすい環境整備を行います。

 **取り組み紹介**

活発な地域福祉の活動

交野市では、各地域の特性に応じて、校区福祉委員会がさまざまな活動を展開されています。ここでは、その一部を紹介します。



いきいきサロン

地域の高齢者の方を対象に、仲間づくりや交流を行っています。居場所づくりや介護予防にも貢献しています。

いきいきサロンと園児の交流会を行っています。



子育てサロン

乳幼児を子育て中の人々が、子連れで集い、仲間づくりを行っています。

男性向けサロン

男性のための喫茶サロンを行っています。





喫茶サロン

若い世代から高齢者まで、世代間交流を図っています。

イベント・行事

クリスマス会などさまざまな行事を開催して、地域交流を図っています。



高齢者お食事会

高齢者などが食事をしながら歓談しています。



ピンポンサロン

卓球を通じて、障がい者と交流をしています。



子どもの居場所づくり

地域の高齢者などが、子どもを対象に、勉強会、囲碁、昔遊びなどをしています。





第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

本計画では、縦割り・分野別・官民別を超えた「オール交野の地域福祉のネットワークの創設」を、重点的な取り組みとして掲げています。計画の基本的な理念、基本目標を共有し、市民、地域や関係団体、福祉事業者、社会福祉協議会等と協働して地域福祉を推進していきます。

また、本計画は、社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」との調整を図りながら策定したものです。そのため、社会福祉協議会との連携を一層深めながら、計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員のひとりであることを自覚することが大切です。

困っている人がいれば、支援を求め合える・支え合える地域関係をつくっていくため、地域社会の構成員のひとりとして、声かけやあいさつ、ちょっとした手伝いなど自分がすぐにでも取り組めることから始め、各種研修や講座、地域での集まり、地域活動、ボランティア活動などへ積極的に参加するなど、活動へつながる第一歩を踏み出していくことが期待されます。

(2) 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、地域の人々が自立して暮らすためのさまざまな支援を行うとともに、安心して暮らせるまちづくりをすすめる役割を果たしてきました。民生委員児童委員には「社会福祉に関する活動を行う者」として地域福祉の推進に努めることが期待されています。

また、虐待や暴力、ホームレス等の問題をはじめ、現在の公的な制度では対応が困難な問題を抱えている人などを早期発見・相談・支援へとつなぐ、より地域に密着した身近な地域福祉の担い手として期待されています。

(3) 校区福祉委員会の役割

校区福祉委員会は、社会福祉協議会とともに、「福祉のまちづくり」をすすめる目的で小学校区ごとに設けられた市民主体の地域福祉活動組織です。民生委員児童委員、自治会役員、PTA役員、学校長、福祉施設、ボランティアなどで構成



されている自主的な組織とし、地域での福祉活動の情報交換や調整の場として、今後の取り組みの推進役としての機能が期待されています。

(4) 地区・自治会の役割

地域福祉を推進していくうえで、地域の防災・防犯活動や住民相互の親睦を深める交流活動などについては、地区や自治会の役割がより一層重要となっています。さらに、校区福祉委員会とも連携を深めながら、より安全で住みよい、魅力あふれる地域づくりに取り組むことが期待されています。

(5) ボランティア・NPOの役割

ボランティア・NPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が活動への第一歩を踏み出すためのきっかけを提供する団体として期待されます。

また、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体間で連携を図り、活動内容の充実とサービスの多様化を図り、地域の福祉ニーズへの対応を図る活動団体としての役割が期待されています。

(6) 福祉施設・福祉関係事業者の役割

福祉関係事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携等に取り組むことが求められています。また、福祉施設等にあっては、施設や施設利用者と地域との距離がより縮まるよう、積極的な発信を行なうとともに各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されています。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している社会貢献事業のさらなる充実や新しいサービスの創出を図るとともに、地域の一員として地域活動に参画し、より一層の交流や相互の理解が深まることが望まれます。

(7) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられています。

そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において地域住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

この計画における具体的な活動として、地域福祉活動計画に示す事業の推進とともに校区福祉委員会及び地域懇談会、自治会、福祉関係団体などとの意見交換



等を通して地域の課題や情報を把握し、本計画を推進することが期待されています。

(8) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざして、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。社会福祉協議会やボランティア団体・NPO等と連携・協力を図るとともに、市民や地域のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、福祉部局だけでなく全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課と緊密な連携を図りながら、施策の推進を図ります。

2. 計画の周知

地域福祉を推進するためには、その方向性について、その担い手である市民をはじめさまざまな関係団体、福祉事業者、社会福祉協議会、市が共通の理解・認識を持つことが大切です。

そのため、広報紙やホームページを活用して、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。

また、各地域において開催される「地域懇談会」においても、本計画の普及を図り、地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映していきます。

3. 計画の進捗管理

本計画は、定期的に「第3期地域福祉計画推進審議会」を開催し、計画の進捗状況の確認等を行います。

また、計画の最終年度である平成32年度から次期計画の策定期間において、各種のデータや市民アンケート調査等により、計画を総合的に評価し、次期計画につなげていきます。



資料編

1. 交野市地域福祉計画推進審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日 条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市地域福祉計画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた見直しに関する事項
- (3) 福祉分野の総合的な推進に係る方策に関する事項
- (4) その他福祉の充実に必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健及び福祉に関する活動を行う者又は保健福祉関係団体の代表者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 交野市地域福祉計画推進審議会委員名簿

団体名	役職	氏名	備考
種智院大学	教授	小寺 鐵也	会長
交野市民生委員児童委員協議会	会長	新庄 桂子	副会長
大阪府四條畷保健所	所長	宮園 将哉	
交野市区長会	会長	渡邊 省三	
交野市校区福祉委員会	会長	小西 祥夫	
(社福) 交野市社会福祉協議会	会長	阪長 保	
交野市社会福祉施設地域貢献連絡会	副会長	西田 孝司	
交野市障害児(者)親の会	会長	下村 隆司	
交野市商業連合会	会長	田中 政夫	
(社福) 心生会	理事長	黒田 民子	
交野市身体障がい者福祉会	会長	橘 順一	
交野市星友クラブ連合会	会長	山口 幸三	
交野市地域子育て支援センター	センター長	藪田 裕美子	
交野市母子寡婦福祉会	会長	大矢 スミエ	
交野市ボランティアグループ連絡会	会長	川下 武士	
(特活) NALC交野拠点いわふねクラブ	代表	戸田 十九一	
(市民公募)	市民公募	森 貞香	
(市民公募)	市民公募	森 佐富子	

(会長・副会長以外は団体名五十音順 敬称略)

3. 第3期交野市地域福祉計画策定の経過

日程	市関係	社協関係
平成27年 5月22日(金)		第1回校区福祉委員会委員長会議 ・地域踏査票たたき案作成
6月19日(金) ～7月1日(水)	市民アンケート調査実施 ・20歳以上の市民2,000人に郵送配布 ・有効回収率45.8%	
7月8日(水) ～7月31日(金)	関係団体アンケート調査実施 ・法人事業所、支援団体、当事者団体合 計68団体に郵送配布 ・有効回収率63.2%	
7月9日(木)		地域懇談会(松塚)
7月16日(木)		地域懇談会(郡津)
7月19日(日)		地域懇談会(星田、藤が尾)
7月23日(木)		地域懇談会(私市)
7月25日(土)		地域懇談会(交野、幾野)
7月26日(日)		地域懇談会(長宝寺、倉治、旭、岩船)
7月29日(水)		地域懇談会(妙見坂)
8月25日(火)	第1回地域福祉計画推進審議会 ・委嘱状交付 ・委員長、副委員長選出 ・交野市地域福祉計画の概要について ・第2期地域福祉計画(重点プロジェクト)の取り組み内容と課題について ・市民アンケート調査結果、関係団体アンケート調査結果について報告 ・第3期地域福祉計画(骨子案)について ・策定スケジュールについて	第1回地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・策定・推進委員会設置要綱について ・委嘱状交付 ・委員紹介 ・委員長、副委員長選出 ・第1回地域福祉計画推進審議会の報告 ・第3期地域福祉活動計画(骨子案)について ・地域懇談会の報告 ・年間スケジュールについて
8月26日(水)		第1回虹色ネットワーク会議 ・虹色ネットワーク会議設置要綱について ・委嘱状交付 ・委員紹介 ・委員長及び副委員長選出 ・第2期地域福祉活動計画の取り組みと課題 ・虹色ネットワーク会議プロジェクトの活動実績の振り返り・まとめ ・第1回地域福祉計画推進審議会の報告 ・第3期地域福祉活動計画の「体系」「役割分担」について ・第1回策定・推進委員会の報告 ・地域懇談会の報告 ・地域福祉推進のための役割分担について ・年間スケジュールについて

日程	市関係	社協関係
9月18日(金)		第2回校区福祉委員会委員長会議 ・各校区のアクションプランの共有 ・取り組みについて検討
9月25日(金)		第2回虹色ネットワーク会議 ・第2期地域福祉活動計画～虹色ネットワーク会議プロジェクト推進における実績と課題～の報告 ・第3期地域福祉活動計画の基本的な考え方について ・基本方針2の取り組みについて検討 ・基本方針4の取り組みについて検討
10月27日(火)		第3回虹色ネットワーク会議 ・基本方針6の取り組みについて検討
11月16日(月)		第4回虹色ネットワーク会議 ・基本方針1・3・5の取り組みについて検討
12月1日(火)	第2回地域福祉計画推進審議会 ・第3期地域福祉計画(素案)の検討 ・パブリックコメント実施について ・策定スケジュールについて	
12月7日(月)		第2回地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第2回地域福祉計画推進審議会の報告 ・第3期地域福祉活動計画(素案)の検討 ・策定スケジュールについて
12月18日(金)		第3回校区福祉委員会委員長会議 ・計画(素案)・活動計画(素案)の報告 ・各校区個別計画最終案の検討
12月21日(月) ～平成28年 1月21日(木)	第3期地域福祉計画(素案)についてパブリックコメントを実施 ・意見提出2名(意見総数4件)	
2月17日(水)	第3回地域福祉計画推進審議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・第3期地域福祉計画(案)の承認	
2月29日(月)		第3回地域福祉活動計画策定・推進委員会 ・第3期地域福祉活動計画(成案)の報告
		第5回虹色ネットワーク会議 ・第3期地域福祉活動計画(成案)の報告 ・今後のスケジュール
3月18日(金)		第4回校区福祉委員会委員長会議 ・第3期地域福祉活動計画(成案)の報告 ・各校区個別計画最終案の報告

4. 用語説明

アルファベット

■CSW（コミュニティソーシャルワーカー）（P33, 34, 50）

福祉のなんでも相談員として、高齢、障がい、児童、貧困などの分野に関係なく、制度の狭間や福祉課題の相談対応を行い、要支援者を通じて福祉の向上と自立支援を行う専門職のことをいいます。

■DV（ドメスティックバイオレンス）（P2, 53, 60）

Domestic Violence の略。配偶者や内縁関係など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含みます。

■NPO（P2, 5, 73, 74）

P17 参照。

■PSW（P34）

精神保健領域のソーシャルワーカーのことで、精神障がい者やその家族が抱えるさまざまな社会生活上の相談や社会復帰に関する相談に応じ、助言や援助を行う専門職のことをいいます。

あ行

■アウトリーチ（P40）

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということを意味し、社会福祉の実施機関が、潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取り組みのこと。公共機関の現場出張サービスなどの意味でも使われています。

■おりひめ支え愛プロジェクト（避難行動要支援者支援事業）（P41, 51, 52, 62, 63）

P65 参照。

か行

■キーパーソン（P47）

組織、コミュニティ、人間関係の中で、とくに大きな影響を全体におよぼす、「鍵となる人物」のことをいいます。

■グループホーム（P36）

認知症や障がいなどで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で共同生活をする住居のこと。地域社会になじみながら家庭と似た環境で暮らすことができるのが特徴となっています。

■軽費老人ホーム（P34, 35）

家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設です。「軽費老人ホームA型」と「軽費老人ホームB型」、「ケアハウス」の3つを合わせたものを総称して「軽費老人ホーム」と呼んでいます。

■ゲートキーパー（P42, 68）

直訳すれば「門番」の意味です。自殺予防におけるゲートキーパーとは、「命の門番」、つまり悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。

■元気アップメイト（P42, 68）

P19 参照。

■減災（P62, 63）

災害時の被害を最小限にするための取り組みのこと。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取り組みであるのに対して、「減災」は、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするものです。

■権利擁護（P40, 41, 52, 59, 60）

自己の権利を表明することが困難な人（寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者、子ども）の権利を守り、その人の思いや、その人にとって必要な支援を表明することを支援したり代弁したりすることをいいます。

■校区福祉委員会（P15, 20, 27, 39, 44, 50, 57, 64, 66, 68, 70, 72, 73, 76, 77, 78）

P15 参照。

■高齢者等徘徊SOSネットワーク事業（P40）

認知症高齢者等が行方不明になる可能性がある場合に、本人や家族からの申請により、あらかじめ名前や特徴、写真などの情報を市に登録しておくことで、行方不明になったときに地域の協力等を得て、対象者を早期に発見できるようにする取り組みのことです。

■子育て支援センター（地域子育て支援センター）（P16, 27, 39, 76）

地域において乳幼児（おおむね3歳未満児）及びその保護者が気軽に集い、友達づくりができる相互の交流を行う場所を開設しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するために、子育て家庭に対する多種多様な育児支援を行なっています。

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、事業名は「地域子育て支援拠点」といいます。

■こども110番（活動）（P35, 66, 67）

子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭が「こども110番」の旗等を自宅前に掲げたり、また「こど

も110番」のステッカーを貼った業務用車両が「動くこども110番」として地域を走り、助けを求めて来た子どもを保護することにより、子どもたちを犯罪から守ろうとする運動です。

■コミュニティソーシャルワーカー (P19, 39, 50, 82)

C S Wの項を参照。

■コラボ (コラボレーション) (P37)

collaboration は、共に働く、協力するの意味で、異なる分野の人や団体が協力して作業することです。

さ行

■在宅介護支援センター (P27)

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉・介護サービスが受けられるように行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関です。

■サテライト (P37)

Satellite とは、衛星、人工衛星のこと。本体から離れて開設された福祉施設や支援の場などの意味として使われます。

■サロン (活動) (P34, 37, 57, 58, 60, 70, 71)

地域で高齢者や障がい児 (者)、子育て中の人、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場です。

■自主防災組織 (P41, 62, 63)

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の自主組織です。

■社会福祉協議会 (P2 以降多数)

P14 参照。

■障がい者相談支援センター (P39, 50)

障害者自立支援法第77条第1項の規定に基づく機関で、障がい者やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行っています。

■人口ピラミッド (P9)

国や地域のある時点の年齢階層別人口を、男女を左右に分けて、低年齢層から高年齢層へと積み上げた図で、その形によって人口の年齢別構成を知ることができます。

■身体障害者手帳（P12）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、障がいの程度により1級から6級があります。

■スマイルサポーター（地域貢献支援員）（P33）

P19 参照。

■生活困窮者（P4, 33, 34, 40, 59, 60, 61）

生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されています。単なる経済的困窮だけではなく、社会的孤立などの課題を抱えている方や、将来的に困窮するおそれのある方も含まれます。

■生活困窮者自立支援事業（P61）

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき、生活に困りごとを抱えた方の自立支援策の強化を図ることを目的として実施する事業。交野市では、平成27年度現在、次の事業を実施しています。

- ◎自立相談支援事業：地域に相談窓口を設置し、支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
- ◎住居確保給付金の支給：離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。
- ◎就労準備支援事業：直ちに就労が困難な方に6か月から1年の間、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
- ◎一時生活支援事業：住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立に向けた支援も行います。

■生活困窮レスキュー事業（P34）

大阪府社会福祉協議会（府社協）と府内約450の老人福祉施設が2004年度から取り組んでいる社会貢献事業のこと。府社協の社会貢献支援員と各施設のコミュニティーソーシャルワーカーが連携し、制度や社会の狭間に置かれた生活困窮者に対して、必要な福祉サービスにつないだり日常生活の支援を行ったりしています。

■精神障害者保健福祉手帳（P12）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に定められたもので、障がいのある方が申請することによって、都道府県から交付される手帳のことです。障がいの程度により重い順に1級・2級・3級となっています。

■性的少数者（セクシュアルマイノリティ）（P53）

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。性的少数派、性的マイノリティ、

ジェンダーマイノリティとも言います。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む）などが含まれます。

■成年後見制度（P40, 60, 61）

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所が選任した成年後見人等の援助者が財産管理等を行うことにより、本人の権利を守り支援する制度のことをいいます。

た行

■地域ケース会議（P49, 50）

地域住民と専門職が顔を合わせ、福祉の困りごとについて気軽に相談し合える場のことをいいます。この会議を通して、住民と専門職の顔の見える関係をつくり、地域の様子を共有し、困りごとの早期発見につながります。

■地域ケースネットワーク会議（P49, 50）

地域からあがってきたケースをもとに、地域や一機関だけでは支えることの難しい複合的な事例について、調査や社会資源の検討などさまざまな機関・団体等が連携して分野を超えた支援の検討を行う場のことをいいます。

■地域包括支援センター（P15, 27, 39, 40, 50）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築していくためのコーディネートを行う機関のことをいいます。

な行

■内部障がい（P32）

病気などによって内臓の機能が原因で、日常生活活動が制限されること。身体障害者福祉法では、視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由とともに障がい分類のうちの一つとして規定しています。

■南海トラフ巨大地震（P62）

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9級の巨大地震のこと。南海トラフとは、静岡県駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4000メートル級の海底の溝（トラフ）で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界にあります。大阪府は全市町村が、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村とされています。

■虹色ネットワーク会議（P7, 39, 77, 78）

地域福祉活動計画に基づき、地域住民や地域福祉をすすめるさまざまな団体と連携し、

活動を推進するための会議。この会議は社会福祉協議会に設置されています。

■日常生活自立支援事業（P40, 60）

判断能力が十分でない方に対して、住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの支援や日常の金銭管理を行う事業です。

■認知症サポーター（P54, 55）

P19 参照。

は行

■発達障がい（P32）

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

◎広汎性発達障がい：コミュニケーション・対人関係・社会性の障がい、行動にパターン化が見られるという特徴があります。自閉症やアスペルガー症候群は広汎性発達障がいに含まれます。また、記憶力がとても優れている場合もあります。

◎学習障がい：知的な発達に遅れがない場合が多く、聞く・読む・書く・計算するなどの能力の一つまたはいくつかを身につけることに困難が生じます。

◎注意欠陥多動性障がい：特長には不注意（集中力がない）・多動性（じっとすることができない）・衝動性（十分に判断せずに行動してしまう）などがあります。

■ピアカウンセリング（P33, 81）

ピアとは「対等」「仲間」という意味。ピアカウンセラー（同じ障がいがある仲間）が、対等な立場で話を聞き、自らの経験を踏まえた相談援助活動を行うことをいいます。

■ひきこもり（P2, 32, 33, 34, 44, 57）

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）をいいます。

■避難行動要支援者名簿（P4, 35, 41, 45, 62, 63）

国は災害対策基本法改正で、避難時に特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿作成を市町村に義務づけました。名簿は、災害時に生命・身体に危険が及ぶ恐れがある場合は、本人の同意なしに消防や警察などの関係機関に提供することができるとされています。

■福祉避難所（P63）

介護の必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことをいいます。

■ ボランティアアドバイザー (P69)

ボランティア活動経験者で、ボランティア希望者や活動者に対し、経験を活かしながら相談や助言を行ったり、活動のきっかけづくりや情報提供を行い、地域福祉・ボランティア活動の輪を広げる人です。

ま行

■ 民生委員児童委員 (P5, 20, 27, 36, 39, 44, 56, 57, 58, 62, 68, 72, 76)

P14 参照。

や行

■ 要介護認定者 (P11)

介護保険制度において、介護を要する状態であることを認定された人のこと。最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられています。

ら行

■ 療育手帳 (P12)

知的障がい児および知的障がい者を対象に、都道府県知事が交付する障がい者手帳のことです。

第3期交野市地域福祉計画

かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり
～みんなで助け合える地域社会の実現をめざして～

発行年月／平成28年（2016年）3月

発 行／交野市

編 集／交野市福祉部福祉総務課

〒576-0034 交野市天野が原町 5-5-1

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）1階

TEL：072-893-6400（代） FAX：072-895-6065

メールアドレス hukusi-soumu@city.katano.osaka.jp

ホームページ <http://www.city.katano.osaka.jp/>



交野市産業 PR キャラクター
おりひめちゃん